

2020年度専門委員会年間報告

1. 総合企画委員会

(1) 構成及び運営

2020年度は関西の委員4名で、1～2か月に一度、2019年度からの継続テーマ「知財戦略ゲーム」の作成について議論を行い、活動をした。

(2) 活動方針・目的

知的戦略ゲームの「基本設計」として、楽しみながら企業の知財活動・戦略が学べるボードゲームの作成を目指した。

(3) 活動概要

まず、知財戦略ゲーム作成上の方針として、以下の項目①～④を決定・確認した。

- ①知財担当者向けのゲームとする。
- ②レベルは初級（知財新入社員または必要に応じて技術社員）とする。
- ③使用する各種のカードを変更（複雑化）することにより、
 - ・中級（知財中堅社員）、上級（知財マネージャークラス）
 - ・業種別（例えば、金属機械・電気機器・化学・建設等）、あるいはその複合等とすることができるものとする。
- ④「知財戦略」を考えた場合、「事業」・「研究開発」は必須であるため、「事業」・「研究開発」の戦略項目を知財戦略項目に比して1/3以下のウエイトでゲームに取り入れる。

なお、上記③と同様の考え方で、「事業」、「研究開発」の項目のウエイトを大きくすることで、その項目の重点学習を行うことができるように設計しておく。

以上の項目①～④に基づき、ファクターとして

- ・グローバル各国

・3つの業種（電機機器、金属機械、化学）を考えたが、上記①～④の初級ゲームとしては複雑となるため、別途、以降に作成するゲームで考えることとした。

また、「戦略」とは、本来、自己が持つ強み、

すなわち他が持ち得ない自己のみが持つ現状の特徴を展開（そのような唯一の特徴について他は真似・追従ができない）するものであるが、ゲームのスタート時点では同一の条件（初めに優越を与えない）から開始される。そのため、ゲームの途中で当該「特徴」は形成されていくように設計した。よって、「戦略」の名の下のゲームにおいて、現実的にある戦略のための特徴を、ゲームに生かせるか否かはかなり複雑との結論に至った。

なお、ゲームの性格上で、数時間程度でゲームが終了する必要もあり、ルールはシンプルであることが必要であり、またゲームの中で戦略が組み立てられるようにすることはプレー時間から困難であろうとの結論に達した。

次に、事業、研究開発、知財に関して、それぞれの運営・戦略上で考慮されるべき多くの項目について詳細に検討した。また、それらの項目が国ごとに特徴があるものもあるので、それらも併せて検討した。例えば、米国の場合は共和党から民主党に政権移行が発生し事業として増税が発生したり、プロパテント・アンチパテントの揺れ戻しであったり、ディスカバリーにより不利な証拠が発生するなど。欧州の場合はライセンス・オブ・ライトによる費用の抑制効果等である。

当該検討により、事業カード、研究開発カード、知財カードについて、30～60項目程度に絞り反映した。また、ゲームを面白くするために、激変カード、幸運カードなどのゲーム性も加えた。

以上の項目、ファクター、各種カード等を考え、最終、実際のボードゲームの作成までは行わなかったが、当該ゲームのストーリー、ルール、ゲームの進め方等の「基本設計」を完了した。

なお、本知財戦略ゲーム以外にも、知財戦略活動のあらゆる場面・事象に特化したようなミニ・ゲーム（事例として、1 ON 1『喧嘩の作法』バージョン等）の作成も試み、上述したルール

に基づき色々なゲームが作成できる検証を実施した。

また2020年度後半から新しい総合企画委員会テーマとして「2030年に向けてのJIPAビジョン」を検討した。期の途中からの検討スタートでもあり、事務局が素案を作り、参与会および正副理事長会メンバーを臨時編成の総合企画委員会メンバーとし、意見交換をした。結果については2021年度の基本方針や重点計画に反映すべく調整中である。

2. 人材育成委員会

I. 主な活動等

人材育成委員会としては、「会員の、会員による、会員のための研修」をモットーに、会員受講生の人材育成を図ると共に、委員自らのレベルアップを図ることを目的として活動を展開した。

特に2020年度は、当協会方針「当協会の基盤である会員企業における人材を、時代や制度の変化に対応できるように育成する」に基づき、下記の基本方針に沿って、事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により活動を展開した。2020年度活動は委員38名体制、4つの小委員会と1つのWGにより運営した。

尚、2020年度はコロナ禍での対応となり、定例コースについては一部コースを中止・延期にて運営すると共に、オンライン研修（PCライブ配信、オンデマンド配信）を急遽立上げて運営した。

1. 基本方針

事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により会員満足度の高い知財研修会を提供すると共に、委員自身の成長に繋がる明るく楽しい充実した委員会活動を効率的に展開する。

特に、顧客満足（Customer Satisfaction）を追求し、Customer Surpriseを生み出すことを目指すとともに、法律・技術・経営の3軸での知財に関する人材育成を図る。

『一樹百穫 人材こそが あらゆる力の源泉となる』

- ・会員企業と受講生が共に満足できる研修プログラムの充実（JIPAにしかできない研修の実施）
- ・委員会メンバー一人一人の更なる人材育成（派遣元会員企業の財産となる委員の成長）

2. 重点推進事項

人材育成に関する中長期ビジョンに示された方向に沿う形で、下記項目について重点推進を図る。

本年度は、「グローバルな事業競争力を高めるために知財活動ができる人材を育成する研修の企画立案・改編」について重点的に取り組んだ。

(1) 定例コースの見直し、改編【第1小委員会】

- ・臨時研修コースの定例コース化
「企業における知的財産管理実務（Basic）」、「中国特許調査講座」、「特許発明の技術的範囲について（化学）」、「特許発明の技術的範囲について（電気・機械）」、「組織内対話力（入門）」、「交渉学（極み）」を定例化

(2) 特別コース（Tコース）、技術部門向けコース（Gコース）の充実化【第2小委員会】

- ・T01 知財変革リーダー育成研修
- ・T02 知財戦略スタッフ育成研修
- ・T03 企業若手知的財産要員育成研修

(3) ニーズに合ったタイムリーな新規研修の企画、実施【第3小委員会】

(4) 海外オンラインコース（Mコース）の実施【第4小委員会】

- ・M01 オンライン知財英語研修 米国実務コース
- ・M02 オンライン知財英語研修 欧州実務コース

(5) コロナ禍における研修の企画、実施【コロナ対応研修会WG】

- ・7月よりWGを発足し、オンデマンド研修32コースを開催

II. 委員会の構成

委員会構成としては、委員長、委員長代理を

含め合計38名（前年度41名）で、委員長会、正副委員長会及び4つの小委員会と1つのWG（7月発足）で構成し活動を展開した。

重点推進事項に取り組むに当たり、効率的かつ効果的な委員会活動が展開できるように委員会を構成した。

- (1) 第1小委員会：定例コースの検証・改編（関東・関西・東海の3地区）
臨時コースの定例化検討
- (2) 第2小委員会：技術部門向け定例コース及び特別コース（経営に資する知財人材育成に関する研修会）の検証・改編
- (3) 第3小委員会：臨時コースの検証・改編、新規企画、サテライト研修・出張型研修の企画、実施・検証
- (4) 第4小委員会：海外オンラインコースの企画・実施・検証
- (5) コロナ対応研修会WG：定例コースのうち中止したコースのPCライブ化、オンデマンド化を企画・実施

事務局人材育成グループは10名（東京8名、大阪2名）でスタートし、研修運営スタッフの統括及び研修運営活動の円滑化に務めた。

研修会場の運営を行う研修運営スタッフ（TES）は、関東9名、関西7名、東海3名、計19名で行った。

尚、急遽のPCライブ化、オンデマンド配信のための講義録画について、マニュアルを作成し、N-TES（オンライン配信対応研修運営スタッフ）にてオンライン研修の運営ができたと考える。

今後は、コロナ禍が終息してもオンライン研修が研修の大半になると予想されるため、オンライン配信対応業務ができるTESを育成していく。

Ⅲ. 委員会の運営

委員会の運営としては、4月に一部の小委員会で活動を開始し、コロナ禍のため例年より遅れて6月の委員長会から本格的に始まり、正副委員長会、各小委員会、合同委員会を適宜開催

し、委員会活動を展開した。（ただし、コロナ禍のため多くの会合はWeb会議にて開催）

1. 委員長会

略1回／3月のペースでオンラインにて実施し、重点事項の進捗を確認。

<トピックス>

- ① コロナ禍対応の研修会として、前年度検討した「10年後のあるべきJIPA研修及びあるべき委員会活動」を即実行すべく、委員長会にて審議して、オンライン研修（PCライブ、オンデマンド）を年度内開催にこぎつけた
- ② 2021年度の研修会の在り方を検討し、コロナ禍が継続するためオンライン研修を主に開催することを決定
- ③ JIPAシンポジウムポスター・動画作成

2. 正副委員長会

中間報告、年度報告及び編集会議を実施

- ① 10月、1月、3月全ての会合をオンラインにて実施

3. 合同委員会

- ① 6月に合同委員会及び各小委員会を実施（オンライン会議）
- ② 2月の合同委員会についてもオンラインにて実施

4. 第1小委員会

2020年度は12名体制で活動を展開した（小委員長1名、副委員長3名、委員8名）。

関東・関西・東海の定例コースを、各副委員長をリーダーとし3チームに分かれて検証や課題の検討のほか、講師と打ち合わせを行い研修の改善に努めた。

主な活動事項は以下のとおりである。

新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、6月、7月の研修を全て延期・中止とした。また、対面での議論が必須となるEコース等の演習を行うコース、Wコースの内、外国在住の講師が来日時に講義を行うコースは中止とした。但し、再検討の結果、E5コースの一部についてWEBを利用した演習として、Wコースの内2コースをオンデマンド、PCライブ併用にて行うこと

ができた。

新型コロナウイルス感染状況については2021年度も大幅な改善を見込むことが難しいと判断し、新型コロナウイルス対策WGでの検討も踏まえ、座学の定例コースについてはPCライブ又はオンデマンドでの開催とした。演習コースについては集合研修とするが、状況によりWEBを使用した研修に変更する柔軟な対応をとることとした。

東西海の同一名コースの内容・講師統一の検討を行い、対象18コースの内10コースを統一した。残り8コースについては改編直後である、検証が十分でない等の理由で統一を先送りとしたが、2021年度以降検討を進める。

第3小委員会企画の臨時コースの内、3年以上継続し、受講者数が多いコース6コースの定例化を行った。

さらに、2020年度も、研修運営スタッフと連携し、検証業務の合理化・効率化を図った。

これらの取り組みにより、全く予期しない非常事態において、会員企業や時代のニーズにより合致したJIPA定例研修を開催することができ、また、2021年度の研修運営の準備を完了することができた。

2021年度は2020年度に大きく変更することになった研修方式のさらなる検証を行うとともに、会員に資する定例研修体系・方式を委員会で検討していきたい。

5. 第2小委員会

9名体制で活動を展開した（小委員長1名、副委員長3名、委員5名）。

経営感覚人材育成／知財実務英語コース（Tコース）の継続運営を目指し、経営に資する知財人材を育成するべく研修内容を充実させてきたが、新型コロナウイルスの影響を受け、T03コース、T04コースの実施を見合わせた。一方、T01コース及びT02コースについては、参集形式からPCライブ形式への切り替えを検討し実施した。

T01コース「知財変革リーダー育成研修」では、2019年度に内容充実化を検討し、2020年度

より新たな講師陣による新たな講義内容（カリキュラム）で実施した。また、2021年度に向け、2020年度に好評であった講師とのディスカッションを拡充することを検討し、検討結果を反映した計画を策定した。

T02コース「知財戦略スタッフ育成研修」では、2019年度に内容刷新を検討し、2020年度より新たな事例（ケース）を用いて研修を実施した。2021年度に向け、2020年度のアンケート分析を踏まえて講師と打ち合わせを行い、研修の改善に努めた。

また、T02コースの派生研修として、臨時研修（J22）「知財担当者が理解すべき、企業（事業）経営と知財との関わり」を継続開催し、新たに臨時研修（J64）「経営シミュレーション」体験講座」を立ち上げた。

T04コース「知財実務英語コミュニケーション研修」については、前述の通り2020年度の実施を見合わせた。オンライン研修としての開催を検討し、欧米を対象とするM03「オンライン知財英語研修 総合コース」を企画した。M03コースは2021年度にPCライブ形式で実施する。

定例研修の技術部門向けコース（Gコース）では、新型コロナウイルスの影響を受け、複数のコースを一旦中止としたが、参集形式からPCライブ形式やオンデマンド形式への切り替えを検討し、順次実施した。また、2021年度に向け開催形式を検討し、方針を決定した。

2021年度は、新型コロナウイルスの影響に備えつつ、より充実した研修会を提供できるように、各コースの課題解決に取り組む。

6. 第3小委員会

10名体制で活動を展開した（小委員長1名、副委員長3名、委員6名）。

会員企業・知財担当者が求める研修のタイムリーな開催と、新規研修立ち上げをミッションとし、JIPA研修会で「臨時研修」として開催するコースの企画・運営・検証を担当した。

2020年度の活動成果として、PCライブ又はオンデマンドの形式を取りながら、新規コースを12コース開催した。満席となるコースも複数

あり、特に「J53 OSS利活用によるオープンイノベーション促進と知財課題」(PCライブ)は、その募集定員100名が直ぐに埋まり、オンデマンドにて追加開催するに至った。また、J53コースの派生として、「J68 事例から学ぶ！オープンイノベーション推進のためのOSS活用戦略(パネルディスカッション)」でも受講生を集め、会員のニーズにマッチした研修をタイムリーに企画できた。また事務担当者向けの研修ニーズも依然として高く、既存研修の受講者数も好調を維持するとともに、新規コース「J49 知財事務担当者向け経理講座」(PCライブ)も募集開始早々に満席になり、オンデマンドで追加開催するなど好評を博した。個別の会員企業に講師を派遣する出張型研修については、中止(延期)となった。

2021年度は、2020年度に中止となった臨時研修を優先するとともに、知財実務担当者以外のニーズの掘り起こしや、知財担当者向けに技術視点の研修企画も検討していく。サテライト研修に代わり、PCライブ及びオンデマンド研修を活用することで、研修サービスの裾野を地方会員へ拡げていくとともに、出張型研修については会員への認知度アップを検討していく。

7. 第4小委員会

6名体制で活動を展開した(小委員長1名、副委員長2名、委員3名)。

グローバル知財人材育成に役立つ研修を会員に提供することを目指し、海外滞在・訪問研修(全2コース)を企画したが、新型コロナウイルスの影響もあって2020年度の実施を見合わせた。一方、現地を訪問できないことから、オンライン知財研修を急遽検討し、現地に行かなくても海外滞在・訪問研修と近い研修として、M01「オンライン知財英語研修 米国実務コース」、M02「オンライン知財英語研修 欧州実務コース」を企画・運営した。一方通行になりがちなオンライン研修であるが、ブレイクアウトセッションを使ったグループディスカッションや、受講生の交流を図る目的で研修開始前のオンラインでの事前ガイダンスを取り入れるな

ど、受講生への研修効果向上を目指した。

続いて、2021年度の海外滞在・訪問研修の再開を検討したが、新型コロナウイルスの終息が見えない中、会員企業の海外出張規制も続くと考えられることから、開催を見送った。一方、オンライン知財英語研修はM01、M02、さらに第2小委員会にて検討された欧米を対象とするM03「オンライン知財英語研修 総合コース」を実施予定である。

さらに、新型コロナウイルスの影響が落ち着き、海外出張の規制が解除となる前提で、2022年度の再開を目指して、海外滞在・訪問研修の準備を着手した。

8. コロナ対応研修会WG

2020年4月初旬から5月下旬まで緊急事態宣言が発出されたことにより、2020年度実施する研修会についても中止や延期となるコースが多数生じる事態となった。こうした状況下において、会員企業が安心して研修受講できる環境をいかに創出するか検討し、早急に対応するため、人材育成委員会内に各小委員会横断のプロジェクトチームとして「コロナ対応研修会WG」を発足させて、対応策の検討・実施を行うこととなった。

WGのメンバーは、各小委員会から2名とJIPA事務局及び委員長の12名で活動を行った。

7月下旬にキックオフした後、9月末までは2020年度実施する研修をいかに実施するかという緊急対応を中心に検討し、8月から開講となる定例研修のうち、講師の承諾が得られた32コースについて、オンデマンド研修を実施することとした。これにより1,000名を超えるオンデマンド受講者を獲得することができた。

また、10月以降はコロナ禍を機に急速に進みつつある「働き方改革」に対応した、JIPAとしての新しい研修会のあり方について、withコロナ・afterコロナを見据えた検討を行い、2021年度からの研修実施形態に関する基本的な考え方を次の通り取り纏めた。

実施形態	考え方	
オンライン 研修	PCライブ	・中上級向けの内容 ・ディスカッションやワークを実施
	オンデマンド	・基礎的な内容であり、講義中心の研修 ・録画コンテンツの使用は当年限り
集合研修	・限られた人数（20～30名位）での実施 ・ディスカッションやワークを実施 ・講師や他の受講者との関係性を重視	

これに伴い、2021年度からはサテライト研修は廃止することとし、また東西海の同一タイトル研修コースの統合も、段階的に進めていくこととした。

なお2021年度については、集合研修を想定しているコースについても、実施時における新型コロナウイルス感染状況を勘案し、必要に応じてオンライン研修に切り替える等、臨機応変に対応していく。

9. 委員会・研修運営スタッフ(TES)合同会議

- ①6月に東京地区、関西・東海地区それぞれ集合+オンライン（キックオフ会議）にて実施
- ②10月に東西海合同会議（上期業務報告会）をオンラインにて実施
- ③3月に東西海合同会議（年度末業務報告会）をオンラインにて実施

IV. 研修状況

新型コロナウイルス感染の影響を受けて、6月及び7月の定例研修を中止・延期すると共

1) 2020年度各地区別受講者数一覧

①関東定例コース受講者数

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A01-T1	入門コース	中止	85
	A01-T2	入門コース	85	
初級	B01-T1	特実・意匠基礎	69	221
	B03-T1	商標基礎	40	
	B05-T1	知財法務基礎	40	
	B09-T1	特許情報と特許調査基礎	72	

に、延期した研修を9月以降にPCライブ研修、オンデマンド研修として開催したが、本年度研修受講者総数は6,360名（前年比43.4%）という結果となった。

定例コースは2,955名（前年比29%）の受講参加者があった。

臨時コース（PCライブ）は35コンテンツを企画、実施し、2,076名（昨年比66%）の受講参加者があった。

オンデマンドコースは32コンテンツを急遽実施し、1,184名の受講参加者があった。

なお、サテライトコースは、広島市・名古屋市へ合計22回の放映を行ったが、多くの受講参加者はPCライブでの受講となり、合計93名（昨年比12%）の受講参加者となった。

また、本年度は海外研修を2コースについては中止し、海外オンラインコースを2コース急遽立上げ、M01コース（米国）7名、M02コース（欧州）10名の受講参加者があった。さらに、経営感覚人材育成コース（特別コース）として「知財変革リーダー育成研修」14名、「知財戦略スタッフ育成研修」21名の受講者で実施した。

（「企業若手知的財産要員育成研修」、「知財実務英語コミュニケーション研修」については中止した。）

定例コースの講師陣は、裁判官、大学教授、弁護士、弁理士、会員会社の経営者及び知的財産または法務・技術担当者等、斯界の権威者を約200名迎えることができ、当協会の研修会は質量共に世界に類のない規模となっている。

2020年度受講者数を次に掲載する。

	コース	タイトル	受講者数	計
中級	C01-T1	特許法・実用新案法	92	793
	C02-T1	意匠法	33	
	C03-T1	商標法	43	
	C05-T1	知財契約実践	93	
	C06-T1	民法概要	45	
	C07-T1	民事訴訟法概要	14	
	C8A-T1	明細書の書き方（化学）	66	
	C8B-T1	明細書の書き方（電気・機械・ソフトウェア）	中止	
	C9A-T1	特許情報と特許調査（実践）	62	
	C9B-T1	化学分野における実践的特許調査	35	
	C9E-T1	特許情報システムの導入と活用	36	
	C10-T1	不正競争防止法と独占禁止法	52	
	C11-T1	著作権法（著作権法と企業実務）	46	
	C15-T1	交渉学（入門）	74	
	C16-T1	ブランド・ネーミングの実務とテクニック	中止	
	C18-T1	知財担当者のための国内中間処理実務	60	
	C20-T1	わかりやすい知財判例の読み方	25	
C22-T1	ケースで学ぶ営業担当者のための知財講座	17		
上級	D01-T1	特・実、審判・審決取消訴訟	40	184
	D03-T1	商標・不競法審判決例と企業における対応	26	
	D06-T1	特許侵害訴訟	63	
	D15-T1	交渉学（応用）	39	
	D15-T2	交渉学（応用）	16	
研究	E01-T1	特・実判決例の研究（模擬裁判形式）	中止	0
	E05-T1	英文契約における交渉とドラフティング	中止	
	E07-T1	特許事例の研究（討論形式）	中止	
	E8A-T1	英文明細書の書き方（科学）	中止	
	E8B-T1	英文明細書の書き方（電気・ソフトウェアを主として）（演習形式）	中止	
	E8C-T1	英文明細書の書き方（機械を主として）（演習形式）	中止	
技術部門	G1N-T1	技術系新入社員のためのIPマナー講座	中止	247
	G3E-P1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	15	
	G3E-T2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	中止	
	G3E-T3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	中止	
	G3C-P1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	19	
	G3C-P2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	12	
	G3C-T3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	中止	
	G3S-T1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（ソフトウェア系）	中止	
	G5E-T1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電機）	58	
	G5C-T1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）	55	
	G5A-T1	中堅技術者のための知的財産Advance講座	26	
	G5R-T1	中堅技術者のための特許情報	34	
	G7E-T1	技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械）	中止	
	G7C-T1	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	中止	
G9M-T1	技術部門マネージャのための知的財産講座	28		
総合	S01-T1	知財活動におけるマネジメント講座	43	43
グローバル	WP1-P1	国際特許制度と外国特許基礎	47	
	WS1-T1	外国商標法	38	
	WU1-T1	米国特許制度	86	
	WE1-T1	欧州特許制度	中止	
	WA1-T1	アジアの特許制度	中止	
	WC1-P1	中国知的財産制度	6	

	コース	タイトル	受講者数	計
グローバル	WR1-T1	国際契約ベーシック	39	379
	WU2-T1	米国特許訴訟	39	
	WE2-T1	欧州における知的財産の活用と実務	32	
	WA2-T1	アジアにおける知的財産の活用と実務	33	
	WC2-T1	中国における知的財産の活用と実務	27	
	WR2-T1	国際契約プラクティス	32	
関東地区定例コース			受講者総数	1,952

※「P1」開催中止後、PCライブコースとして開催

②関西研修各コース受講者数

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A01-K1	入門コース	中止	60
	A01-K2	入門コース	60	
初級	B01-K1	特実・意匠基礎	37	94
	B03-K1	商標基礎	10	
	B05-K1	知財法務基礎	26	
	B09-K1	特許情報と特許調査基礎	21	
中級	C01-K1	特許法・実用新案法	37	368
	C02-K1	意匠法	15	
	C03-K1	商標法	中止	
	C05-K1	知財契約実践	47	
	C06-K1	民法概要	13	
	C07-K1	民事訴訟法概要	10	
	C8A-K1	明細書の書き方（化学）	46	
	C8B-K1	明細書の書き方（電気・機械）	18	
	C8C-K1	明細書のあり方（化学）～演習～	15	
	C9A-K1	特許情報と特許調査（実践）	33	
	C9B-K1	化学分野における実践的特許調査	10	
	C9E-K1	特許情報システムの導入と活用	8	
	C10-K1	不正競争防止法と独占禁止法	17	
	C11-K1	著作権法（著作権法と企業実務）	22	
C15-K1	交渉学（入門）	35		
C16-K1	ブランド・ネーミングの実務とテクニック	中止		
C18-K1	知財担当者のための国内中間処理実務	18		
C20-K1	わかりやすい知財判例の読み方	16		
C22-K1	ケースで学ぶ営業担当者のための知財講座	8		
上級	D01-K1	特・実、審判・審決取消訴訟	12	74
	D03-K1	商標・不競法審判決例と企業における対応	9	
	D06-K1	特許侵害訴訟	26	
	D15-K1	交渉学（応用）	27	
研究	E01-K1	特・実判決例の研究（討論形式）	中止	0
	E05-K1	英文契約における交渉とドラフティング	中止	
	E08-K1	英文明細書の書き方（討論及び演習形式）	中止	
技術部門	G1N-K1	技術系新入社員のためのIPマナー講座	中止	
	G3E-K1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	中止	
	G3E-K2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	中止	
	G3E-K3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	中止	
	G3C-K1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	中止	
	G3C-K2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	中止	

	コース	タイトル	受講者数	計
技術部門	G3C-K3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	中止	166
	G3C-K4	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	中止	
	G5E-K1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電機）	51	
	G5C-K1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）	32	
	G5A-K1	中堅技術者のための知的財産Advance講座	34	
	G5R-K1	中堅技術者のための特許情報	27	
	G7E-K1	技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械）	中止	
	G7C-K1	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	中止	
	G9M-K1	技術部門マネージャのための知的財産講座	22	
総合	S01-K1	知財活動におけるマネジメント講座	22	22
グローバル	WP1-K1	国際特許制度と外国特許基礎	14	170
	WS1-K1	外国商標法	17	
	WU1-K1	米国特許制度	50	
	WE1-K1	欧州特許制度	中止	
	WA1-K1	アジアの特許制度	中止	
	WC1-K1	中国知的財産制度	中止	
	WR1-K1	国際契約ベーシック	17	
	WU2-K1	米国特許訴訟	9	
	WE2-K1	欧州における知的財産の活用と実務	8	
	WA2-K1	アジアにおける知的財産の活用と実務	19	
	WC2-K1	中国における知的財産の活用と実務	18	
	WR2-K1	国際契約プラクティス	18	
	関西地区定例コース			

③東海研修各コース受講者数

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A01-N1	入門コース	4	4
初級	B01-N1	特実・意匠基礎	6	12
	B05-N1	知財法務基礎	6	
中級	C01-N1	特許法・実用新案法	10	14
	C08-N1	明細書の書き方（化学・電気・機械）	中止	
	C15-N1	交渉学（入門）	4	
上級	D15-N1	交渉学（応用）	中止	0
技術部門	G5E-N1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電機）	6	4
	G5C-N1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）	9	
	G7E-N1	技術者リーダーのための知的財産講座（電機）	中止	
	G7C-N1	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	4	
グローバル	WU1-N1	米国特許制度と条約	中止	0
東海地区定例コース			受講者総数	49

定例総合計 2,955名

④臨時研修（PCライブ）受講者数

コース	タイトル	関東発	関西発	計
J04	ASEAN特許調査	41	-	41
J06	企業における知財管理事務Basic	78	-	78
J08	米国特許をうまく取得する方法	-	80	80
J11	特許分野の中国語読解講座	41	-	41
J12	特許発明の技術的範囲について（化学）	57	-	57
J18	特許審査基準「進歩性」の解説	126	-	126
J21	中国特許調査講座	79	-	79
J22	知財担当者が理解すべき、企業経営（事業）と知財との関わり	102	-	102
J23	組織内対話力（入門）	33	-	33
J25	交渉学（極み）	9	-	9
J28	ケーススタディで学ぶ著作権	53	-	53
J32	知財部門に配属された知財新人への知財教育	18	12	30
J34	知財権侵害訴訟実務のポイントと具体的	50	-	50
J35	複数企業による知財エコシステム	33	-	33
J37	最近の裁判例からみる知的財産権訴訟の審理の実情	72	-	72
J39	英文ライセンス契約実務マニュアルの解説	52	-	52
J43	JIPA経営セミナー 第3弾	135	-	135
J44	企業視点、国内特許中間処理戦術	33	3（集合）	36
J45	知財高裁重要判例解説と日本の知財裁判のあり方	18	8	26
J49	知財事務担当者向け経理講座	102	19（オンデマンド）	121
J52	M&Aにおける知財デュー・デリジェンスの実務	116	-	116
J53	OSS利活用によるオープンイノベーション促進と知財課題	93	-	93
J54	企業のオープンイノベーション事例から学ぶ知財戦略	89	-	89
J56	外国出願・中間対応の実践テクニック	44	4（集合）	48
J57	意匠審査基準改定の解説	18	9	27
J58	5大特許庁による「記載要件」に関する事例研究レポートの解説と実務上の留意点	16	11	27
J60	ケーススタディで学ぶ、デジタル化・ネットワーク時代に抑えておきたい著作権法	55	-	55
J61	データ利活用に関わるオープンイノベーションにおける契約事例	103	9（オンデマンド）	112
J62	経営に資する知財部門の役割	14	-	14
J63	英文契約のドラフティング	21	-	21
J64	「経営シミュレーション」体験講座	4	-	4
J65	米国特許法最新トレンド2020	9	-	9
J66	ソーシャルイノベーションと知財	中止		中止
J67	研究者も知っておきたい米国訴訟と適切な社内コミュニケーション	99	-	99
J68	事例から学ぶ！オープンイノベーション推進のためのOSS活用戦略（パネルディスカッション）	31	-	31
	臨時コース 受講者総数	1,921	155	2,076

⑤サテライト研修

コース	タイトル	配信地	受講者数	計
A01-H1	入門コース	広島	5	5
B09-H1	特許情報と特許調査基礎	広島	4	10
B09-N1		東海	6	
C05-H1	知財契約実践	広島	8	12
C05-N1		東海	4	
C9A-H1	特許情報と特許調査（実践）	広島	6	9
C9A-N1		東海	3	
C9B-N1	化学分野における実践的特許調査	東海	3	3
C15-N1	交渉学（入門）	東海	4	4
C18-H1	知財担当者のための国内中間処理実務	広島	7	14
C18-N1		東海	7	
C20-N1	わかりやすい知財判例の読み方	東海	2	2
D06-N1	特許侵害訴訟	東海	6	6
G1N-H1	技術系新入社員のための I P マナー講座	広島	中止	中止
G1N-N1		東海	中止	
G5E-H1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電気・機械）	広島	4	4
G5A-N1	中堅技術者のための知的財産Advance講座	東海	7	7
G5R-H1	中堅技術者のための特許情報	広島	1	4
G5R-N1		東海	3	
S01-N1	知財活動におけるマネジメント講座	東海	3	3
WP1-H1	欧州特許制度	広島	3	6
WP1-N1		東海	3	
WR1-N1	国際契約ベーシック	広島	4	4
WE2-H1	欧州における知的財産の活用と実務	広島	3	3
J45-N1	知財高裁重要判例解説と日本の知財裁判のあり方	東海	1	1
サテライトコース 受講者総数			93	93

⑥オンデマンド研修

コース	タイトル	計
A01-O1	入門コース	95
B01-O1	特実・意匠基礎	19
B03-O1	商標基礎	21
B05-O1	知財法務基礎	68
B09-O1	特許情報と特許調査基礎	70
C01-O1	特許法・実用新案法	19
C05-O1	知財契約実践	16
C07-O1	民事訴訟法概要	2
C9A-O1	特許情報と特許調査（実践）	35
C9E-O1	知財情報システムの活用	21

コース	タイトル	計
C10-O1	不正競争防止法・独占禁止法	7
C18-O1	知財担当者のための国内中間処理実務	67
C22-O1	ケースで学ぶ営業担当者のための知的財産講座	42
D01-O1	特・実, 審判・審決取消訴訟	3
D03-O1	商標・不競法審判決例と企業における対応	21
D06-O1	特許侵害訴訟	11
G5C-O1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）	78
G5E-O1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電気・機械）	57
G5A-O1	中堅技術者のための知的財産Advance講座	124
G5R-O1	中堅技術者のための特許情報	111
G7C-O1	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	18
G7E-O1	技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械）	7
G9M-O1	技術部門マネージャのための知的財産講座	56
S01-O1	知財活動におけるマネジメント講座	45
WP1-O1	国際特許制度と外国特許基礎	19
WU1-O1	米国特許制度	26
WR1-O1	国際契約概論	8
WE1-O1	欧州特許制度	18
WC2-O1	中国における知的財産の活用と実務	17
WE2-O1	欧州における知的財産の活用と実務	16
WR2-O1	国際契約実務	39
WU2-O2	米国特許訴訟	28
	オンデマンド研修 受講者総数	1,184

⑦海外・特別・海外オンライン各コース受講者数

コース	タイトル	受講者数	計
F04	欧州特許制度, 法規, 判例及び模擬異議申立審理の研修	中止	中止
F06	インドの知的財産事情の研修	中止	
T01	知財変革リーダー育成研修	14	35
T02	知財戦略スタッフ育成研修	21	
T03	企業若手知的財産要員育成研修	中止	
T04	知財実務英語コミュニケーション研修	中止	
M01	オンライン知財英語研修 米国実務コース	7	17
M02	オンライン知財英語研修 欧州実務コース	10	
	海外・特別コース・海外オンラインコース 受講者総数		52

受講者総合計 6,360名（昨年14,665名）

V. その他

1. 日本弁理士会継続研修の実施状況
日本弁理士会からの要請に基づき、弁理士の継続研修への対応を行った。
2. (一社) 発明推進協会主催の「人材育成協力委員会」に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。
3. 内閣府 知的財産戦略推進事務局主催の「知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会」に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。
4. (独) 工業所有権情報・研修館主催の「知的財産人材育成推進協議会」に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。
5. (一社) 日本電気工業会の「知的財産保護専門委員会」に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。

VI. 来年度の活動内容・方針

1. 人材育成委員会の役割

人材育成委員会の役割は、協会の主催する知的財産に関する研修会について、

- ・新規研修の企画・立案
- ・研修プログラムの見直し（既存研修の内容改編，充実）
- ・研修内容の検証

等である。当研修会は、知財の実務担当からリーダーまで、また知財部門のみならず技術者や営業担当まで、それぞれ育成すべき人材の目標能力を明確にし、その目標に沿った研修内容の適正化、高質化を目指し、時代に合った企業で求められる知財人材を育成することを目的とする。

当協会の研修会の特徴は、「会員の、会員による、会員のための研修を提供すること」にある。すなわち、会員受講生を対象とし、私たち自らが企画、運営し、また、講師の先生方も多くは会員企業の現役知財部員やそのOBであるという正に手作りの研修会であり、世界一の規模と、内容及び質を誇り、我が国の知的財産レベルの向上に寄与する人材基盤の確立と共に協会の財政基盤にも大きく寄与する。

2. 活動内容

(1) 基本方針

事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により会員満足度の高い知財研修会を提供すると共に、委員自身の成長に繋がる明るく楽しい充実した委員会活動を効率的に展開する。特に、顧客満足（Customer Satisfaction）を追求し、Customer Surpriseを生み出すことを目指す。

『一樹百穫

人材こそが あらゆる力の源泉となる』

- ・会員企業と受講生が共に満足できる研修プログラムの充実（JIPAでしかできない研修の実施）
- ・委員会メンバー一人一人の更なる人材育成（派遣元会員企業の財産となる委員の成長）

(2) 重点推進事項

次年度は、『『グローバルな事業競争力を高めるための知財活動ができる人材』を育成する研修の企画立案・改編』について重点的に取り組む。

- 1) 定例コースの見直し，改編，および改編したコースの検証，並びに臨時研修の定例化検討
- 2) PCライブ研修やオンデマンド研修を利用した研修コンテンツの東西海共通化検討
- 3) 特別コース（Tコース）／技術部門向けコース（Gコース）の充実化，安定運営
 - ・知財変革リーダー育成研修（T01），知財戦略スタッフ育成研修（T02），企業若手知的財産要員育成研修（T03），知財実務英語コミュニケーション研修（T04）の充実化
 - ・技術管理者向け研修の見直し，実施
- 4) 会員企業ニーズに合ったタイムリーな新規研修の企画，実施
- 5) 海外コース（Fコース）の再編および実施年度の検討
- 6) 海外オンラインコース（Mコース）の充実化
- 7) 出張型研修の実施

Ⅶ. 来年度の体制

1. 委員長会（メンバー；委員長，小委員長，事務局。年に数回開催）
委員会の運営全体協議
2. 正副委員長会（メンバー；委員長，小委員長，副委員長，事務局。年に数回開催）
研修企画の審議・承認，講師の新任，留退任の審議・承認，臨時研修の審議・承認
（なお，緊急性のある臨時研修については委員長判断で実行し，後日，承認を得る），
次年度研修の審議・承認（次年度の研修案内），各小委員会活動状況の共有
3. 合同委員会（メンバー；委員全員，事務局）
年3回，4月，7月，2月を予定
4. 小委員会
 - (1) 第1小委員会：定例コースの検証・改編（PCライブ，オンデマンド，集合），臨時コースの定例化検討
 - (2) 第2小委員会：技術部門向け定例コース及び特別コース（経営に資する知財人材育成に関する研修会）の検証・改編
 - (3) 第3小委員会：臨時コースの検証・改編，新規企画，出張研修の企画・運営
 - (4) 第4小委員会：海外コース及び海外オンラインコースの企画・実施・検証
5. 委員会活動の進め方
 - ・ 会議開催は，場所，日程／時間，回数及びWeb会議の活用を考慮し，効率的に開催。意思疎通に充分配慮し，メール及び電話連絡等もフル活用する。
 - ・ 個別案件は委員長会で情報共有化を図りつつ，小委員会単位で積極的に活動を推進する。事務局及びTESとの連携も重要なので，密な連絡を行う。
6. 人材育成グループ
協力体制を維持，強化
7. 研修運営スタッフ（TES）

研修会の運営と問題点，改善点の指摘（モニタリング機能）

TESの指摘事項に関しては，人材育成グループと協力して対処

3. 会誌広報委員会

1. 委員会の構成と運営

正副委員長（18名）を含め全体で28名（第1小委員会（20名），第2小委員会（8名））で活動を行った。

2020年度はコロナ禍下での運営となり，ウェブ会議中心の活動を余儀なくされたが，4月10日の年度最初の全体委員会開催までに，最も多くの委員が参加できるウェブ会議ツールとしてTeamsを選択し，4月から例年通りに委員会を開催した。委員の意見を引き出しにくい，議論が深まりにくい，反応を把握しづらい，といったウェブ会議のデメリットを打破すべく，積極的に指名する，少人数チームに分けた議論，意図的に相槌を打つ，といった対策に努めた。逆に，開催場所や移動時間を考慮する必要がない，というウェブ会議のメリットを活かすべく，関東，関西の委員が集まる正副委員会等を小まめに開催した。特にウェブ会議中心での委員会活動の活性化を議論するプロジェクトを立ち上げて秋に集中的に議論し，少人数チームに分けることによる議論の活性化や，後述する特集号の発行月の最適化による年間を通じた負荷の平準化を導入することとした。また，対面会議に比べて減らざるを得ない委員同士の交流の機会を少しでも増やすべく，年度当初からオンライン懇親会を開催し，新任委員にも積極的に声掛けして早期に委員会に馴染んでもらえるよう努めた。

こうしたコロナ禍下での委員会運営対策を基に，委員会会合としては，「知財管理」誌の原稿企画，執筆者選定，原稿査読等の実務推進を行う議論の場である小委員会と，全体の進捗確認，各号の誌面編成決定，原稿掲載可否判断，共通事項の審議を行う定例委員会を例年通りそれぞれ毎月開催した。各企画に当たっては，少

なくとも1名の正副委員長同行のもと、原稿執筆を依頼する弁護士、弁理士等に対面、もしくはウェブ会議で面談して、企画を紹介し、議論を深め、執筆依頼を行った。また個別テーマとして、特集号、季刊じば、JIPAシンポジウム、メールマガジン、マニュアル改訂を設定し、ワーキンググループで検討を進めた。

2. 活動方針と行動指針

機関誌の質の維持と委員の長期安定的確保を両立するべく、「会員企業へ満足度の高い情報を発信するとともに、効率的で楽しい委員会活動の中から、委員自身の成長に繋げ、委員および出身企業に価値を実感してもらえらる委員会活動を推進する」を方針とした。

3. 活動報告

(1) 「知財管理」誌

2020年度の論文数は135本、総頁数1,655であった(2019年度は論文数119本、総頁数1,594)。

原稿分類別の掲載状況は、当委員会の企画原稿で論文掲載記事の56%を確保し、専門委員会原稿が38%、外部投稿原稿が7%であった。専門委員会原稿の内訳は下表を参照いただきたい(分割掲載は1本としてカウント。*は連名1件を含む)

特許第1	6* (5)
特許第2	5* (4)
国際第1	5 (5)
国際第2	3 (6)
国際第3	4 (0)
国際第4	2 (1)
医薬・バイオ	2 (3)
ソフトウェア	2 (3)
著作権	3 (0)
マネジメント第1	3 (4)
マネジメント第2	3 (4)
情報システム	2 (3)
情報検索	6 (4)
ライセンス第1	0 (3)
ライセンス第2	3 (2)

意匠	0 (1)
商標	2 (4)
フェアトレード	0 (1)
会誌	0 (2)

(カッコ内は前年度原稿数)

(2) 「知財管理」誌の活動

①一般企画(第1小委員会・第2小委員会)

当委員会が企画する論説の重要なカテゴリーである。企業活動、知財に関わる環境の変化、或いは所属企業における日々の業務等から課題を見出すことによって、論説テーマを企画・推進する活動に重点を置いた。グローバル最先端の話題の企画、掲載に努め、AI倫理、ドローン、プラットフォーム規制、情報銀行等に関する論説を掲載し、情報発信力を高めることが出来た。

②判例と実務シリーズ(第2小委員会)

最新判決や注目判決から実務に役立つ論点を議論し、毎月掲載を原則としてテーマと執筆者を決定した。毎月の企画担当者を決めて運営し、12本を掲載した。

③今更聞けないシリーズ(第1小委員会)

実務経験の浅い初心者や、実務熟練者でも意外と知らない諸手続や法制度等に焦点を当て、コンパクトかつ平易に解説する企画であり、2020年度は13本を掲載した。

④知的財産Q&A(第1小委員会)

会員企業の関心が高い比較的近時のテーマを主体に、速報性とコンパクトで平易な解説を重視した企画であり、2020年度は該当するテーマがなく掲載していない。

⑤海外注目判決

判例と実務シリーズの海外版という位置づけであり、米国、欧州、中国等を中心に、会員企業が注目すべき海外の判決を取り上げている。2020年度は豪州、台湾、韓国を含む15本のテーマを掲載した。

⑥座談会(インタビュー記事)

知財分野で注目すべき取組みを行う企業や団体へのインタビュー内容をもとに、会誌広報委

員会で原稿執筆する企画であるが、2020年度は該当するテーマがなく掲載していない。

⑦新刊書紹介

会員に有益な新刊書籍を紹介するため、出版社から協会への献本や、委員が書店で見つけた新刊書について紹介原稿を執筆し、毎月掲載した。2020年度は15本の紹介文を掲載した。

⑧編集後記の執筆

各委員が持ち回りで毎月執筆した。特に書く内容については制約を設けず、委員個人の趣味や日頃の生活など自由に記載した。

(3)「季刊じば」の活動

JIPAの活動と知財の動きをわかりやすく簡潔に伝える広報誌として2017年春号から発行を開始している。年4回（4月、7月、10月、1月）、「知財管理」誌とともに会員に送付しており、A4サイズでカラー4ページの仕様で提供している。季刊誌は、JIPA会員のほか、会員外への配布をしており、JIPAのホームページからも入手することができる。2020年度に発行した季刊誌の概要は下表を参照いただきたい。

コンテンツ	2020年春号	2020年夏号	2020年秋号	2021年冬号
表紙写真	竹	マッターホルン山麓	釜石スタジアム	だるま
Special INTERVIEW	高倉明大教授／ 下川原常務理事	理事's eye 伊東副理事長	理事's eye 戸田理事長	糟谷特許庁長官／ 長澤副会長
わが社の こだわり	セイコーエプソン 「インクジェットで世 の中を変える」	AGC “Your Dreams, “Our Challenge”	川崎重工業 「カワる、サキへ。」	デンソー 「目指す未来のコアを つくりあげていく」
Zoom Up	WIPO PJ 上野PJリーダー	関東電気機器部会 中村業種担当役員	国際政策PJ 森PJリーダー	人材育成委員会 下川原常務理事 木村委員長
JIPA通信	「知財管理」誌特集号	オンライン研修紹介	COVID-19への対応	JIPAシンポジウム

(4) ワーキンググループ活動

①特集号WG

2021年4月号掲載では、「ヘルスケア×知財」というメインテーマで特集を企画した。過去4年間の特集号においては、第4次産業革命という大きな動きの中での「知財」という概念の拡がり可能性をテーマに論じてきた。今回は、「知財」と同様、その概念を拡大化、高度化させつつあり、今まで以上に様々な領域において重要視されつつある「ヘルスケア」を軸として知的財産権の本質である独占排他的思考を超えた「知財」の新たな活用や担うべき役割の提言を試みた。このメインテーマを読み解くにあたり「デジタルヘルスケア」、「バイオ・ゲノム分野における知財戦略」、「公衆衛生」という3本の柱を立て、以て「ヘルスケア」と「知財」をクロスオーバーさせ、「ヘルスケア」の変革に新たな「知財」はどのように関わるべきかを多

面的に論じた論説11本を集めて特集号として編成した。

なお、2020年度のコロナ禍下での活動で顕在化した、特定時期、特に4月から6月の委員への負荷集中を低減させるため、例年4月に発行していた特集号を2022年度より10月に発行するよう変更した。次回、2022年10月特集号に向けた特集テーマについて、2020年11月から議論をスタートしている。

②「季刊じば」WG

昨年度より新規にJIPAからの広報誌として発行を開始した「季刊じば」に関して、コンテンツの企画、関係者への説明、インタビュー原稿の作成を行うと共に、委員の入れ替えがあっても継続的に発行していけるよう編集の効率化、事務局との役割分担の最適化、マニュアル整備等を進めた。

③JIPAシンポジウムWG

JIPAシンポジウムでは毎年専門委員会のポスターセッションがあるため、4名の委員が中心になって当委員会の活動を分かりやすく紹介するポスター動画を作成した。

④メルマガWG

JIPAからのお知らせとして月2回メルマガジンが発信されているが、その中で「知財管理」誌の記事を紹介している。活動としては、毎月の編成計画の中で紹介すべき原稿を3～5件選定し、委員が紹介文を執筆している。

⑤マニュアルWG

「知財管理」誌の質の安定化を図るため、マニュアルに基づいた委員会活動を行っており、2020年度は、発行時期が変更となる特集号に関する改訂作業を行った。

(5) 今後の検討課題

安定した委員数の確保と委員の継続年数が短いことが引き続き大きな課題である。委員数確保に苦慮している要因としては、委員会活動の負荷が大きい、どんな活動をしているのかわりにくい、といった声が聞こえている。それに加えて、コロナ禍で委員会活動のメリットを享受しにくいという話もある。過去のリーマンショックの際は、翌年だけでなく数年に亘って委員数が減少しており、そうしたことが起きないように、今後とも例年以上に積極的に委員確保に取り組んでいく必要がある。対策として、委員会活動の効率化による負荷低減、派遣委員にJIPA研修への無料参加特典を付与、JIPAシンポジウムや「知財管理」誌の編集後記において当委員会の活動内容や参加するメリットを紹介、といったことに取り組んでいる。コロナ禍下での委員会活動に対して2020年度、種々の対策、工夫、試行を行ってきたが、委員に委員会活動の醍醐味を味わってもらえるよう、また「知財管理」誌、「季刊じば」の継続発行に向けて、引き続き、最重要課題として委員会活動の活性化、効率化に積極的に取り組んでいく。

2017年度から発行している「季刊じば」については、「知財管理」誌とは別の広報誌として委員数が潤沢でない委員会の中から更に限られ

たWGメンバーで運用せざるを得ず、WGメンバーの負荷低減が課題であり、編集活動の効率化をさらに推進すると共に、マニュアルへの反映を行っていく予定である。

4. 特許第1委員会

1. 構成及び運営

2020年度の委員会は、委員長1名、副委員長(小委員長、小委員長補佐)14名、委員35名の計50名の構成で活動した。委員会内に4つの小委員会を設置し、小委員会毎に活動を推進する体制とした。2020年度の各小委員会の検討カテゴリは以下の通りである。

【第1小委員会】

特許制度及びAI関連発明のハーモナイゼーションに向けた調査研究

【第2小委員会】

記載要件に関する調査研究

【第3小委員会】

審査の質・進歩性に関する調査研究

【第4小委員会】

共創時代の特許権利化に関する調査研究

2. 活動概要

年2回の全体会合を開催するとともに、各小委員会で、平均月1回の会合を開催し、個々のテーマについて検討・研究を行った。

更に、委員長、副委員長により構成される正副委員長会議を開催し、特許制度全体および各小委員会の検討テーマについて横断的に検討した。

なお、今期は全ての会合をWeb会議にて行った。

3. 各小委員会での活動状況

【第1小委員会】

2020年度は下記の2つのテーマに取り組んだ。

(1) 「早期審査における審査の質に関する調査・研究」

過去に当小委員会から、早期審査における審査の質に関する論説を発表しており(2018年)、帰結として、通常審査と早期審査の質の差について、統計的には差は見られなかった。他方、

早期審査申請件数は年々増加傾向にあり、早期に権利を取得する重要性が高まってきている。このような現状に鑑み、過去の論説発表後の経過観察を行うと共に、産業分野別の傾向解析、審査スピードの解析を試みつつ、「現在の早期審査制度の実態」を正しく把握し、研究結果の発信を通じて健全な制度活用環境の実現や本制度の利用に資する提言を目指し研究に取り組んだ。

2020年度は、過去の論説発表後の経過観察を行うにあたり、同等の解析を行うためのデータ加工／データ処理を洗い出し、加えて考察観点の整理を行った。本研究は次期以降に引き継ぐこととなったが過去の論説にはなかった新たな観点として更に「ビジネス上の利用価値の新規観点の整理」までを今期活動として行った。

(2)「事業・立場に応じたAI技術の知財保護」

AI技術の適用分野は拡大し、そのビジネス形態が多様化・複雑化している中で、AI技術の適切な知財保護のニーズが高まっているが、AI関連ビジネスは様々な事業・立場のプレイヤーによって成り立っており、各事業・立場に応じて守るべきものが異なる事から、各事業・立場に応じた知財保護の在り方を検討する必要がある。

そこで、AI関連ビジネスを「データ提供者」、「AIコア提供者」、「AIプラットフォーマー」、「サービスプロバイダ」の4つの事業・立場に分類し、各事業・立場の出願事例を検討した。

その結果、各事業・立場の出願人は、各々の製品・サービスの供給形態に応じた権利活用を想定してクレーム作成をしていることが分かった。

具体的には、AIコア提供者、AIプラットフォーマーの立場では、多くは、発明の適用対象や扱うデータに関しては具体的な特定をせずに、発明の特徴部分である学習用プログラムや学習用プログラム開発のためのインターフェースなどを具体的に特定したクレームを作成している。これに対して、データ提供者、サービスプロバイダの立場では、学習用プログラムや学

習済モデルなどに関しては具体的な特定をせずに、発明の適用対象や扱うデータを具体的に特定してクレームを作成している事例が多かった。

今年度活動の事例検討においては対象件数を絞りながら進めたところはあるものの、各事業・立場に分類してクレーム・明細書を読み込む事で、各々に応じた権利化方針の傾向がみえることが分かった。同様の事例検討を重ねることにより精度の高い分析が可能になると考える。

【第2小委員会】

2020年度は、下記の二つのテーマに取り組んだ。

(1)「AI関連技術の特許出願における記載要件について」

特許庁のAI審査事例集の公表後以降に審査がされている特許出願について、審査内容を確認し、AI関連技術の特許出願固有の問題・拒絶理由等があるかどうか確認を行った。

記載要件違反を理由とする拒絶理由通知が出された出願のうち、サポート要件違反と実施可能要件違反を指摘された出願を中心に審査内容の確認を行った結果、AI関連技術特有の問題というのは見出せなかった。一方で、AI関連技術があらゆる分野に広く普及する様相を呈する中、AI関連技術に関する特許出願を数多く出願している出願人と、主に異分野における特許出願を行っておりAI関連技術に関する特許出願を多く行っているわけではない出願人とで、明細書記載の程度や拒絶理由通知に対する応答方法に差がある印象との意見などが出た。

また、上記において確認を行ったAI関連技術に関する実際の特許出願をベースに、AI関連技術に関する特許出願を行う上で出願人において留意すべき点について、小委員会内で検討を行った。ここで検討を行った具体的な事例や考察については、2021年度に知財管理誌に論説を投稿する予定である。

(2)「パラメータ発明（数値限定発明を含む）における記載要件について」

成熟した技術分野において、広い権利範囲を取得する手段の1つとして、現在もパラメータ

を用いた発明が多く出願されている。しかし、このようなパラメータ発明は、種々の問題（先行技術との対比が困難、クレームする範囲を明確に把握しにくい、明細書で開示する技術内容に比してクレームする範囲が広範である等）を含んでおり、権利取得後に無効審判等で特許権の有効性が問題になることが多い。特許庁は記載要件に関する審査基準を改定するなどの対応をするが、今もなお多くの紛争が存在する。

このような現状を鑑みて、本検討では、出願審査時と当事者系の係争でのサポート要件の判断の違いを調査し、より具体的な判断基準・留意点を審査基準や審査ハンドブックに反映して、審査と判例とで判断が異なることを少なくすることを目指し、研究に取り組んだ。

具体的には、パラメータ発明を含む数値限定発明で争いを生じた判決事例のうち、審決と判決の結果が異なる審査及び判決におけるサポート要件の判断を対比して検討した。

検討の結果、判決では、請求項の記載と明細書との実質的な対応関係を厳格に判断している一方で、審査では、サポート要件違反を通知されていないものも多く見受けられた。裁判のような双方当事者で行われる場合、当該技術分野に精通した当事者から明細書の記載とクレームの内容との対応関係に関する論点が提示される一方で、出願審査においては必ずしも当該技術分野に精通しているとまでは言えない審査官が、限られた期間内に判断することを余儀なくされるという点で、それぞれ状況が異なっており、この点がサポート要件違反の判断に差が出る一つの要因と推察している。

なお、上記分析の他に、クレームするパラメータの範囲と明細書記載との対比による考察から、審査基準や審査ハンドブックに反映できる内容がないかどうか検討したものの、現時点での検討事例のみでは検討不十分と判断した。

【第3小委員会】

2019年度に引き続き、産業界から日本の特許審査が「甘い」と言われる実態と原因を調査し、進歩性審査の質の検証と改善を目的として、以

下の2テーマに取り組んだ。

(1) 「異議申立てからみた特許審査の質の検証」

2019年4月～2020年3月までに異議申立ての決定が出された案件を対象に、異議申立て結果から、特許審査の質を検証した。具体的には、①対象案件の審査段階における引用文献（審査引例）と、異議申立てにおける取消理由通知に用いられた文献（異議引例）とを比較するとともに、②対象案件のうち米国出願のあるものについては、審査引例と、米国出願で用いられた文献（US審査引例）とを比較し、異議申立ての結果に差異を生じさせる要因を考察した。

その結果、(A) 異議申立ての取消理由通知において、審査時に用いられず新たに引用された文献（差分文献）がある場合、(B) 対応米国出願があり、当該米国出願が拒絶確定している場合、の2つの場合に、特許権が維持された割合（維持率）が低く、権利範囲が減縮された割合（減縮率）や特許権が取り消された割合（取消率）が高い傾向が見られることがわかった。

そこで、(B)の結果に着目し、対応米国出願の拒絶が確定した後に日本で特許査定となりながら、異議申立てによって権利範囲が減縮された案件と特許権が取り消された案件（計9件）を中心に、日米での審査経過や引用文献の共通度等を確認した。異議申立てで権利範囲が減縮された原因や特許権が取り消された原因等を分析し、審査段階での問題点と思われる要因を考察した。詳細は論説にまとめて知財管理誌に投稿する予定である。

(2) 「情報提供制度の活用検討」

技術者から見て当たり前と思われる特許権が散見されるとの意見があるが、業界の肌感覚を審査に反映させる方法の一つとして情報提供が考えられる。情報提供が積極的に活用されている技術分野があるが、その一方で、活用されていない技術分野もあり、活用への否定的な声も少なくない。

そこで、本テーマでは、2020年度～2021年度の2ヶ年計画にて、審査での情報提供の採用状況を調査することとした。また、あわせて、情

報提供の多い分野・少ない分野それぞれで、包袋請求により情報提供の内容を確認し、情報提供が奏功したと思われる案件と採用されなかった案件の分析から、どのような情報提供が効果的なのか等を検討することとした。

1年目の2020年度は、包袋閲覧する案件を選定し、研究の概略・方針を検討した。具体的には、調査対象とする技術分野として、情報提供件数と情報提供割合（審査請求件数に対する情報提供件数の割合）から、IPCのA23・C04クラス（情報提供・多）とG06・H04クラス（情報提供・少）を特定し、対象案件99件を選定した。今後の検討・考察に必要な調査項目や分析軸を検討し、これらの調査項目や分析軸に従って、A23クラスの対象案件について確認を完了した。

2年目となる2021年度には、引き続き、残るC04・G06・H04クラスの対象案件を確認し、どのような情報提供が効果的なのかを検討する。この検討結果及び考察は、論説にまとめて2022年度の知財管理誌に投稿する予定である。

【第4小委員会】

2020年度からの新規検討として、「共創時代の特許権利化に関する調査研究」を行う事とした。

共創においては、プラットフォームや契約に注目されることが一般的と考えられるが、本検討においては、特許出願において共創特有の特徴があるのか否かの調査を行い、あるとすればそこから共創においてはどのような出願が望ましいのかについての検討を行うこととした。

2020年度は下記の2つの切り口から調査を行った。

(1) 「共同出願調査からのアプローチ」

全てではないにしても共創の結果は共同出願という形で特許に表れていると考え、共同出願率を手掛かりに検討を行った。筆頭IPCのセクション毎に共同出願率を調査し、例えば2018年の日本出願であればAセクション6.9%、B5.9%、C10.4%、D6.6%、E13.4%、F7.4%、G6.8%、H7.0%との結果を得た。他の調査年も含めてEセクション（固定構造物）の共同出願率が特異

的に高い事に着目して更なる調査を行った。

Eセクション内で最も共同出願率が高いクラスはE01（道路、鉄道または橋りょうの建設）であり、2018年出願では26%となっている。実際に特許を確認すると、橋の様な巨大な建造物は1社単独での工法開発が難しい等の共同出願率が高い理由は考えられるものの共創の特徴を捉えることはできなかった。

次に、共同出願人の業種の離れている共同出願が共創につながっている可能性が高いと推定し、同じくEセクションの出願について出願人の業種分類をおこなって解析した。「電気機器」と「倉庫運輸」の組合せにおいて社会インフラの老朽化対策としてのセンサ技術を活用したモニタリングシステムの開発の出願が見つかるなど、出願人の業種に着目した解析手法は共創の調査と相性が良い可能性があり、他の技術領域における解析も検討したい。

別の検討として、共願率が20年平均で11.2%と高いサブクラスとしてA61B（医療機器）を選び解析を行った。その中で共願率の高いサブグループはA61B8（超音波診断）、A61B6（放射線診断）、A61B5（その他）であり、更にA61B 6/03（計算による断層撮影装置）に至った。この領域の解析はこれからであるが、仮に放射線診断機器の共創領域として、画像解析やAI診断等の事例があるとする、出願率の高いIPCを下位のIPC階層に辿っていく事は共創による発明をみつける一つの手法となると考える。

また別の検討として、共願率の高いサブクラスとしてB65D（物品または材料の貯蔵または輸送用の容器）を選択して解析を行った。特定の中身メーカーA社と、特定の容器メーカーB社についてそれぞれの出願人の単独出願をIPC頻度順に並べると、A社の単独出願においてはかなり下位にあるIPCがA社とB社の共同出願においては上位にある事がわかった。これらの事からA社は自己が不足している技術領域（単独出願が少ない領域）についてB社による補完を期待しての共同開発をしている事が特許解析から読み取ることができる。また、共同出願は

IPC分類の付与数が多い傾向が見られた。共創は異なる技術分野の融合から生じる事が多いと考えられることから、IPC分類付与数という観点はマクロ解析から共創の動向を探る一つのツールになりうると考えられる。

(2) 「成功事例の検討からのアプローチ」

(1) の検討は特許調査を通じて個々の共創解析手法をみつけるアプローチとして有効であるが、一方で共創と既にわかっている事例における特許出願を解析する手法も併せて検討した。

具体的には、特許庁編「経営における知的財産戦略事例集」や「一歩先行く国内外ベンチャー企業の知的財産戦略事例集」あるいは、公的研究開発プロジェクト（国プロ）の資料には各社の役割や、出願戦略について記載されている場合があり、その出願から傾向が見られないかの検討を行っている。現段階では特許出願における共創に関する議論の切り口が見つけられていないが、(1) で得られた解析手法と合わせて検討を進めていきたい。

4. 対外活動

4.1 全体

特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会を2回（9月、3月）開催し、JIPAからは主に各小委員会の研究テーマについて、特許庁からは主に押印廃止やマルチマルクレームの制限について、各々議題として提示し、活発な意見交換を行った。

特許庁による進歩性判断における有利な効果に関する審査基準の点検に関して、産構審の第15回審査基準専門委員会WGの委員として1名を派遣した。

特許庁審判実務者研究会に委員2名を派遣した。また、特許庁審査応用能力研修に委員5名を派遣した。

特許第2委員会と合同で、弁理士会の特許委員会及び法曹界連携WGと意見交換を行った。

国際政策PJに委員1名を派遣した。

4.2 各小委員会関連の対外活動

上記の他、具体的な各小委員会のテーマに関連して、対外活動を行ったので、以下に概要を

紹介する。

【第3小委員会】

臨時研修『特許審査基準「進歩性」の解説』（J18）の講師に委員1名を派遣した。

5. 特許第2委員会

1. 構成及び運営

2020年度の特許第2委員会は、委員長1名、副委員長20名（うち小委員長5名、小委員長補佐15名）、委員34名の計55名で構成した。

新型コロナウイルスの影響により、キックオフミーティングとしての4月度全体委員会は見送ったものの、正副委員長会及び第1から第5小委員会までの各小委員会は、Web会議形式にて毎月コンスタントに開催した。当委員会の調査研究テーマを委員全員で共有する貴重な場である全体委員会（10月に中間報告会、3月に成果発表会）についても、Web会議形式にて開催した。

調査研究を行うにあたり、Web会議形式では対面形式と比べて深い議論がしにくいことが想定された。そこで、1小委員会あたり1テーマを深く調査研究し、成果としての論説を「知財管理」誌に投稿するという当委員会の伝統的なスタイルを見直した。具体的には、各委員が興味のあるテーマに臨機応変に取り組む（1小委員会を複数のチームに分散して異なるテーマに取り組んだり、2年程度の中長期テーマを複数持ったり）など、プロセスや満足感重視の活動に切り替えた。この結果、例年5つの小委員会で各1テーマ（計5テーマ）が進行するところ、今年度は11テーマを同時並行的に調査研究するに至った。このうち5本は2021年度の「知財管理」誌に投稿することとなり、コロナ禍ながら例年通りのアウトプットに結び付けることができた。

余談ではあるが、Web会議については、活動当初は会員企業各社が推奨・使用許可するシステムがバラバラなため電話を併用したり、不慣れなために接続できない委員がいたり、音声や映像トラブルが多発したりなどして苦労した。

しかしながら、会員企業各社が推奨するシステムが徐々に統一され、著名な一部のシステムであれば誰もが使用・参加できるようになった。また操作にも慣れたことで、対面形式での委員会活動には及ばないものの、それに近い活動ができるようになった。また、出張等の移動を伴わずに会社あるいは自宅から直ちに委員会活動に参加できるメリットを感じる反面、委員の顔や人柄をよく知らないまま、また人脈形成もままならない状態での活動を余儀なくされ、デメリットや寂しさも強く感じた1年であった。

法曹界を中心とする外部機関との交流も当委員会の特徴であるところ、例年通り日本弁護士連合会、東京弁護士会、大阪弁護士会、弁理士会との意見交換会を行った。東京弁護士会とは第1小委員会が、大阪弁護士会とは第3小委員会が、それぞれ小委員会の研究テーマに関して数か月間共同で検討を行い、それぞれ成果を意見交換会で発表した。裁判所との意見交換会については、新型コロナウイルスの影響により見送った。

「知財管理」誌に以下の資料（1点）および論説（3本）を投稿した。

- ・資料「近年の特許審査は「甘い」のか？（特許第1委員会第3小委員会との共著）」（9月号）
- ・論説「特殊パラメータ特許の記載要件に関する研究」（11月号）
- ・論説「製品の変化が争点となった裁判例分析」（12月号）
- ・論説「知財高裁大合議判決（平成30（ネ）10063）と令和元年改正特許法が今後の実施料相当額を争う裁判に与える影響についての考察」（1月号）

論説（3本）については、「知財管理」誌への投稿に加えて、内容を分かりやすくかみ砕いた資料および動画を作成し、それぞれ9、10、11月の東西地域部会にて発表（動画配信）した。

2020年度の調査研究テーマおよび各小委員会の活動概要は以下のとおりである。調査研究テーマのうち、5本は2021年度の「知財管理」

誌に論説として投稿し、かつ東西地域部会にて発表予定である。

2. 各小委員会の活動概要

【第1小委員会】

「差止請求の認容／非認容を分ける要因に関する研究」（「知財管理」誌投稿予定）

差止請求は、特許権等の侵害に対する有効かつ直接的な対抗手段である。差止請求権が行使されると、被疑侵害者は事業を停止する他なく、経営上のインパクトは非常に大きなものとなる。裁判所では、差止が特許権等に基づく救済として過剰でないか、また特許権等が法の趣旨とは異なる目的で行使されていないかといった観点からその認否が判断される。

企業等の実務家が経験する裁判は限られ、経験を通して差止の判断基準を理解することは困難と言える。そこで、その判断基準についての知見獲得と実務家への提言を行うべく、差止請求の認容／非認容が争点に挙げられた裁判例を調査し、差止請求権に関する100条第1項および付帯請求権に関する100条第2項に大別した上で、差止請求の認容／非認容を分ける基準や要因について検討を行った。

【第2小委員会】

「損害賠償額算定における推定覆滅に関する研究」（「知財管理」誌投稿予定）

特許権侵害訴訟において権利侵害が認定されたとしても、損害論の段階で侵害者が推定覆滅事由を主張することより、認容額が低くなることがある。このため、特許権者にとっては得られる損害賠償額の予測が難しく、訴訟提起を躊躇する一因となっている。一方、侵害者にとっては、どのような主張をすれば減額へ結び付くのか判然としないことが多い。そこで、損害賠償額について争われた事件を対象に推定覆滅に影響を与える考慮要素とその判断基準を調査・分析した。

「除くクレームに関する検討」（2021年度継続）
ソルダーレジスト事件（知財高裁，平成20年5月30日判決，平成18年（行ケ）第10563号）以前は、当初明細書等の記載から自明な事項の

範囲内での補正や訂正が認められていた。そして、当該事件の判示で「新たな技術的事項」を導入しないものであるときは補正や訂正ができるものとされ、それまで例外的な位置づけで認められていた「除くクレーム」の補正が、通常補正と同様に適正なものとなった。「新たな技術的事項」と判断される／されない境界線については、実務家にとって興味のあるところである。そこで、「新たな技術的事項」が争点となった近時の裁判例を対象に、「除くクレーム」を中心に類型化を試み、補正や訂正を行う際の実務上の留意点を検討した。

「多様化するビジネスモデルにおける損害賠償額算定に関する検討」

近年、アプリのダウンロード等を通じてサービスを無償提供する一方、特許発明に直接関係ないサービスへの課金や広告収入で収益をあげるプラットフォーム型ビジネスが盛んに展開されている。このような中、当該ビジネスに係る侵害行為や損害賠償額を適切に認定できるかが議論されている。そこで、上記観点から、特許法による保護の必要性、現行特許法による保護の可能性、適切な保護を実現するための法改正案、侵害態様の想定と救済方法について、ユーザ視点から検討を試みた。

【第3小委員会】

「早期審査による登録特許の異議申立内容の傾向」

早期審査により登録された特許に関し、出願公開前に登録される特許がしばしばみられる。かかる特許が権利として十分に活用できるものであるのか、また、公開後に登録される案件との間に、異議申立で取消される理由に差があるか、に着目して検討を開始した。

結果、異議申立制度導入後の数年間という検証期間の短さもあり、傾向を見出すことができなかった。しかしながら、公開前／後の登録の違いで記載要件違反の適用の傾向に違いがみられたことが判明し、今後の傾向も注目点であると結論付けた。

「裁判所における優先権主張の判断に関する

研究」(「知財管理」誌投稿予定)

基本的な発明の出願後に、その発明と後の改良発明とを包括的で漏れのない形で特許権として保護するために優先権制度が用いられる場合がある。一方、優先権の効果が否定された裁判例として、人工乳首事件(東京高裁、平成15年10月8日判決、平成14年(行ケ)第539号)もあり、優先権の利用には注意が必要となる。

このため、近年の優先権に関する裁判例を分析し、どのような場合に優先権主張が認められるか、優先権を利用する場合にどのような点に注意すべきかを検討し、また、優先権の効果が認められるか否かに関わる要件を裁判例から検討した。

「近年の知財高裁判例に見る実験成績証明書役割」(「知財管理」誌投稿予定)

実験成績証明書は企業の知財担当者が関わる場面が少なくないが、どのような書面を提出できれば良いかの判断が難しく、悩む担当者も多いと思われる。このため、実験成績証明書に関する判断がされた近年の裁判例に着目し、裁判例の判断傾向を確認すると共に、無効理由毎に裁判所がどのような判断を下しているかについて整理した。

なお、本テーマを進めるにあたり、大阪弁護士会の先生方にご助言を頂いた。

「審判段階における訂正の拡張・変更に関する考察」

審判実務における訂正は登録された特許権が有する無効理由を治癒するために有効な手段である。反面、審決の確定の効果は遡及効ももたらずため、訂正の制限も厳格である。最近では、特許権者が訂正審判により特許登録前に存在した補正の瑕疵を治癒しようとしたが、認められるべきでないという判決があった(知財高裁、令和元年7月18日判決、平成30年(行ケ)第10133号)。

そこで、本テーマでは、訴訟における攻防を検討する上で、特許登録後の拡張・変更の訂正がどこまで許容されるかについて、検討を行った。

【第4小委員会】

「特許活用戦略の研究」(中長期テーマ1年目)

AI・IOT時代の到来とともに、オープン・クローズ、共創・協調、価値評価等といった様々な特許活用戦略が進められており、知的財産のあり方も変わりつつある。

そこで、事業運営・経営に必要なビジネスマインドを強化し、実務者の持つリーガルスキルとの融合を図ることを目的として、実務者視点による特許活用戦略の研究を新たなテーマとして選定した。

今年度は、特許活用戦略の研究として、経営戦略の変化に対する特許出願傾向の動向を調査し、経営戦略に対して特許戦略の変化を知財関連情報からどこまで把握できるかを調査した。また、オープンイノベーション推進のための制度の研究では、英独で実施され中国での導入も始まるなど、制度が浸透しつつあるライセンス・オブ・ライツ (LOR) 制度に対し、特許情報分析により、日本企業の利用実態の調査を行った。

今後当小委員会では、特許活用戦略の理解の一助となる手引きの提案につなげるべく、特徴ある企業の特許戦略について調査・分析を進め、特徴ごとに分類・集約するとともに、特許活用戦略を推進する制度との関連性を検討する予定である。

【第5小委員会】

「ビジネス関連発明の有効性の研究」(「知財管理」誌投稿予定)

「ビジネス関連発明」とは、ビジネス方法が情報通信技術を利用して実現された発明であり、IoTやAI技術の発展により様々な産業で注目が集まっている。一方で、ビジネス関連発明の有効性については懐疑的な声も少なくない。そこで、ビジネス関連発明を取り巻く現状を整理し、有効な保護制度や活用方法のありかたについて検証した。具体的には、ビジネス関連発明について異議申立、無効審判、特許権侵害訴訟の対象となった案件の検証、会員企業へのアンケート・会員企業へのヒアリングを行い、知

財実務者が感じる課題を抽出し、本テーマにおける課題の検証、および解決策に対する議論を進めた。

6. 国際第1委員会

1. 委員会の構成

委員長，委員長代理，副委員長3名，委員42名，合計47名で構成した。期中に委員5名が退任，1名が新任したため，43名で終了した。委員を5つのワーキンググループ (WG) に分けて，それぞれにリーダーを指名した。リーダーを中心に各WGにて後述するテーマの調査研究活動をした。

2. 委員会の運営

10月と2月に全員が参加する全体委員会を開催した。全体委員会は全体会議として情報を共有した。2月は各WGの成果を発表した。

3. 委員会活動の概要

(1) 東西部会での発表

前年度の活動成果として，東西部会において4件発表した。

- ①同一特許に対する後続IPR請願の審理開始決定に関する研究 (7月)
- ②主要な米国地裁のローカルパテントルールが与える訴訟地戦略および訴訟対応への影響 (9月)
- ③米国における公然実施による特許無効の抗弁に関する調査研究 (11月)
- ④米国における再発行特許制度の利用に関する調査研究 (2月)

(2) 意見の提出

米国特許商標庁 (USPTO) に対し，2件の意見を提出した。

- ①Public Comments on PTAB Rules of Practice for Instituting on All Challenged Patent Claims and All Grounds and Eliminating the Presumption at Institution Favoring Petitioner as to Testimonial Evidence (6月)
- ②Re: JIPA Comments to Request for Comments on Discretion To Institute Trials

Before the Patent Trial and Appeal Board
(11月)

(3) 外部との意見交換

- ①日本特許庁国際政策課（6月）
- ②日本特許庁審査企画室（9月）
- ③IP-PAC（12月）
- ④AIPLA日本委員会（2月）

(4) 臨時研修の開催

- ①J08「米国特許をうまく取得する方法」に講師2名を派遣した。（8月）

(5) 各WGにおける調査研究活動

【WG1】

テーマ「仮出願の明細書に関する研究」

仮出願は明細書の形式に制約がなく、出願時にクレームや図面の提出も求められていないため、手軽に優先日を確保するための手段として用いることができる。しかしながら、日本企業にとって米国の仮出願制度は利用する機会の少ない制度であり、仮出願を実際に行う場合にどのような明細書を準備すべきかについて参考にするべき情報が少ない。そこで、仮出願の明細書としてあるべき姿を明らかにするため、仮出願を多数利用している出願人の仮出願明細書の分析、および、CAFCにおいてクレーム発明のサポート記載の有無が争点となった仮出願明細書の分析を行った。分析の結果、クレーム提出が求められない仮出願であっても、出願時に将来権利化したい発明をクレームとして記載し提出することが重要であることがわかった。この成果については論説として知財管理誌に掲載される予定である。

【WG2】

テーマ「米国におけるAI関連発明の特許取得に関する事例紹介」

AI関連発明のうち、特に機械学習関連発明につき、審査事例を調査分析した。特許適格性および非自明性の拒絶を受けた審査事例を抜粋し、各審査事例における拒絶理由解消のポイントを検討した。審査事例から、特許適格性の拒絶に対しては、機械学習アルゴリズムの明確化や、機械学習アルゴリズムによるコンピュータ

機能向上への寄与や推論結果に基づく制御の明確化が、また非自明性の拒絶に対しては、機械学習モデルによる推論結果の出力やニューラルネットワークへの入出力の明確化が有効であることがわかった。この成果については論説または資料として知財管理誌に掲載される予定である。

【WG3】

テーマ「米国特許侵害訴訟実務マニュアルの改訂」

2000年代半ば以降、「米国特許制度の弱体化」が叫ばれたが、近年、弱体化に振れ過ぎた針をプロ・パテントに戻すHalo最高裁判決やAIAレビュー手続の予見性向上に向けた改訂（IPRのクレーム解釈基準の変更、新審査ガイダンスの公表など）がされた。これにより、米国の知的財産は適切な方向に向けプロ・パテント化が進み、イノベーションの追い風になると考えられるが、同時に、PAE対策の懸念が続くと考えられる。そこで、第5版の発行から5年が経過した米国特許訴訟を取り巻く変化に対応すべく、第5版改訂以降の重要判決、連邦民事訴訟規則の改正等に対応させ、会員が米国特許侵害訴訟に関わった際の実務上の留意点等を加筆・修正した。この成果については第6版として資料が発行される予定である。

【WG4】

テーマ「特許侵害訴訟と並行するIPRの審理開始決定を自己に有利に導くには？」

Fintiv決定では、特許侵害訴訟と並行して係属するIPRの審理開始／却下の決定にあたり、6つの要素から総合的に判断して、IPRの審理が却下された。当WGでは特許侵害訴訟と並行するIPRの審理開始／却下に与える本決定の影響を検討した。その結果、IPR請願人がとるべき対応として、(A) 訴訟提起後の早急なIPR請願、(B) 訴訟手続き停止の申立て、(C) IPR対象クレームと引用文献の選定、(D) 説得力の高い無効主張、及び、特許権者がとるべき対応として、(a) 訴訟とIPRの日程関係の主張、(b) 訴訟とIPRの重複投資の主張、(c)

争点の同一又は実質同一の主張、(d) IPR請願人の無効主張への反論が重要であることがわかった。この成果については論説として知財管理誌に掲載される予定である。

【WG5】

テーマ「メキシコにおける特許侵害訴訟制度の調査・研究」

メキシコは、経済成長が著しい新興国であり、米国に近い立地と安い人件費を背景に生産拠点として非常に注目されている国である。当委員会は、2012年に権利取得の手法を中心に情報を発表した。一方、メキシコでは、2020年に特許侵害訴訟に関し法改正があったため、メキシコにおける特許侵害訴訟に注目すべき状況にある。当WGはメキシコにおける特許侵害訴訟の制度や手続きを調査した。その結果、実務的な観点から、①仮処分を請求された場合、被疑侵害者は非侵害や無効による反論ではなく、逆担保を提供することで仮処分を解除できること、②被告が非侵害議論により反論可能な期間、または無効審判を請求可能な期間は非常に短いこと、などの留意点が抽出できた。この成果については論説として知財管理誌に掲載される予定である。

7. 国際第2委員会

1. 委員会の運営

2020年度の委員会活動は、委員長1名、副委員長4名及び委員18名の計23名で取組んだ。

3つの小委員会（欧州2つ、PCT1つ）を編成した。コロナ禍のため、原則としてTeamsを用いたウェブ会議での小委員会活動を行った。開催頻度については各小委員会が必要に応じ設定し、月1～2回実施した。

今年度は夏と春の国際合同委員会が中止となったため、委員会の中で成果報告会を実施した（3月）。

2. 委員会の活動概要

2.1 2020年度の活動方針

2020年度は、①グローバルに活躍できる知財人材となるための機会を提供する、②国内外へ

の情報発信によりJIPA会員の知財活動に貢献する、という2つの方針の下、担当地域の中から、欧州及びPCT制度について調査・検討を行った。

2.2 各小委員会の活動

(1) 第1小委員会（8名）

調査テーマとして、「イギリス・ドイツにおけるライセンス・オブ・ライト（LOR）に関する考察」に取り組んだ。

LORは、特許権者あるいは特許出願人が、自己の特許について何人に対してもライセンスする用意がある旨の宣言をすることによって、特許料の減額を受けることができる制度として、イギリスやドイツにおいて採用されている。

近年では、中国でも類似の制度（開放許諾制度）が導入される一方で、LORに関する最新の利用実態の報告は十分とはいえない状況である。そこで、LORの有用性を把握するため、イギリス・ドイツにおけるLORの利用実態、そこから読み取れるLOR活用企業の戦略について調査・分析を行った。日本でも採用が検討されているLORについての提言をまとめ、知財管理誌に論説として投稿する。

(2) 第2小委員会（8名）

調査テーマとして、「英独仏以外の欧州諸国の知財制度の研究」に取り組んだ。

近年、当委員会では調査対象が欧州特許庁や英独仏といった主要国に集中しており、その他の欧州各国の知財情報についてアップデートできていなかった。しかしながら、委員会内でアンケートを採ったところ、主要国以外でも事業を行っている、あるいはこれから行う予定である、という企業が一定数以上あり、その事業のリスクを低減させるために主要国以外の知財情報、特に訴訟制度や訴訟件数といった情報に対するニーズが大きいことが明らかになった。また、欧州で出願国（移行国）を選定するにあたって、各国の出願統計などについても必要とする声が多かった。

そこで、今回はまずアンケートでニーズが多く、北欧、西欧、東欧それぞれを代表する国と

して、スペイン、イタリア、スウェーデン、ポーランドを対象として、経済状況、知財制度および出願・訴訟の実態について調査を行った。各国での出願、訴訟についての提言をまとめ、知財管理誌に論説として投稿する。

(3) 第3小委員会（7名）

調査テーマとして、「PCT協働調査試行プログラムへの期待」に取り組んだ。

五大特許庁（日・米・欧・中・韓、以下IP5）は、2018年7月から2020年6月まで試行的にPCT協働調査試行プログラムを実施した。同プログラムは特許庁間のワークシェアリングやサーチレポートの品質向上を目的とするものである。この制度を利用すると、各国の特許性に関する見解が各国移行する前に得られる、各庁の判断を基に質の高いサーチレポートが得られる、などとされている。

当小委員会では、上記プログラムの概要を紹介すると共に、実際の運用について包袋に基づいて実態調査を行った。PCT協働調査の対象案件をPatentScopeで探索し、JPO18件、EPO、USPTO、KIPO、CNIPA各6件を見出した。これらについて、主庁と副庁の調査結果の解析を行った。今後の協働調査のあるべき姿についての提言をまとめ、知財管理誌に論説として投稿する。

2. 3 対外会合・意見発信等

当委員会では、担当範囲の知的財産制度改善に向け、担当範囲内の国や機関に対し意見発信を行った。2020年度はコロナ禍の影響により、国内外の会議がリモート（ビデオ会議）形式で実施された。

①第13回PCT作業部会（10月）

②EPOとユーザーとの審査の品質に関する会議（SACEPO）（6月）

③JPOとの意見交換

7月：欧州知財庁の取り組みに関する意見交換会

9, 3月：定期意見交換

3月：PCT-MIAに向けた準備会合

④パブリックコメント対応

UKIPOからのAI発明に関するパブリックコメント

WIPOからのPCTの書式に関するパブリックコメント

2. 4 その他

(1) 外国特許ニュース

欧州およびPCTに関する最新ニュースをチェックし、月2報のペースで外国特許ニュースを執筆し、知財管理誌に投稿した。

(2) 論説投稿・部会発表

2019年度の調査成果として、①PCTにおける補充国際調査に関する調査・研究、②英国均等論に関する検討、③欧州特許庁における口頭審理に関する研究を知財管理誌に論説として投稿し、①について部会発表を行った。

8. 国際第3委員会

1. 委員会の構成および運営

本年度の委員会活動は委員長、小委員長3名、及び委員42名の計45名で活動を行った。

2. 委員会の運営

3つの小委員会を編成し、毎月定例で全体会議と小委員会活動を行った。各小委員会は担当の小委員長を小委員会リーダーとして、各テーマについて調査研究を行った。また、上記定例会議の他に適宜臨時の小委員会、外部との意見交換会等を開催した。

加えて第3小委員会はアジア戦略プロジェクト法改正WGとの定例の会合を原則毎月実施した。

3. 委員会の活動概要

3. 1 本年度の活動方針

本年度は、中国に関するテーマを中心に調査・研究を行い、第3小委員会についてはアジア戦略プロジェクト法改正WGと連携してパブリックコメント提出等を行った。

3. 2 各小委員会Gの活動

(1) 第1小委員会の活動：4つのWGに分かれて活動を行った。

第1WG：中国における専利権等の取得に関する調査研究（5名）

中国における有用な知財ミックス戦略を探るべく、日中制度比較を行うことで、中国において製品保護を図る。現地代理人にヒアリングの実施、知財ミックスを使った訴訟の内容確認、近年、中国内外で知財ミックスを使った訴訟を複数件提起しているNinebot社の出願傾向の分析を実施した。知財管理誌へ投稿予定である。

第2WG：中国における専利権等の取得に関する調査研究（5名）

特実同日出願の活用に関する調査研究を実施した。特実同日出願に関わる制度、運用、活用方法をまとめた。

自己衝突をさけ同じ発明を特許と実用新案を同日に出願でき、実用新案による早期の権利化を享受できること、審査指南の改定により、同制度を活用した特許の審査は延期されること、現在のところ外国人の活用は限られていること、パリルートでの移行が限られる制度的な障壁あること、モノ発明を先に権利化し他社牽制し、その後の特許権で権利範囲を拡充する形で権利網を構築するような施策は、外国人にも有効な活用方法であることが確認された。知財管理誌へ投稿予定である。

第3WG：中国における専利権等の取得に関する調査研究（5名）

中国における補足実験証拠提出の実務について調査研究を実施した。①積極的に提出している企業もあること、中国では認められないと考えて躊躇うケースもあること、②中国代理人としても、後出しデータへの印象がバラバラであること、③日本より厳しい印象であることを確認した。知財管理誌へ投稿予定である。

第4WG：中国における専利権等の取得に関する調査研究（6名）

審査指南改定（公知常識の認定）の2019年改定による実務への影響について調査・研究した。

①“通常”の前提等の留意点はあるものの、審査官の認定を争うべき。②ただし、①の認定の反論のみで争うのではなく、本願発明と公知常識（或いは引用文献）との相違点を補正や反論で明確にした上で、①の認定を争うことが有効。

③専利審査指南の改正を受け、具体的な公知常識の証拠が示されることで、他の引用文献との組み合わせを具体的に精査して反論することが可能。④進歩性判断の中で、新たに確定された技術的課題自体が間違っている場合があるので、そこを確認する。点を確認した、知財管理誌へ投稿予定である。

(2) 第2小委員会の活動：2つのWGに分かれて活動を行った。

第1WG：中国における権利活用に関する調査研究（8名）

中国における専利権侵害訴訟の実態を調査研究した。中国知財侵害訴訟の統計分析を日本企業の視点での分析に挑戦した。中国の判決文公開基準が不明、裁判文書網／知産宝には裁判所発表統計の半分程度しかデータが収録されていない、などの訴訟実態を正確に把握することは依然として困難であったが、有料DBの整備などで一定の調査／研究が可能となりつつあることが確認された。分析結果を2022年3月頃「知財管理誌」に投稿予定である。

第2WG：中国における権利活用に関する調査研究（10名）

中国裁判例調査を実施した、訴訟で争点となることが多い証拠収集関連の裁判例及び重大判例の分析を実施。最近の重大判例として、訴訟差し止め命令（anti-suit injunction）、職務発明、訴訟取り下げ、先使用の抗弁を取りあげ、各判例について日本企業の留意点を整理した。2022年3月頃「知財管理誌」に投稿予定

(3) 第3小委員会の活動：

テーマ：中国・韓国・台湾のパブコメ対応と意見発信（9名）

中韓台の制度改正等に対して、日本ユーザを代表して意見発信し、利用しやすい制度の実現を図る。従来意見発信は主に政策プロジェクト（中韓台はアジア戦略プロジェクト 法改正ワーキンググループ）により対応していたが、専門委員会にも意見発信の機能を持たせる為に同法改正ワーキンググループと共同検討する小委員会を立ち上げた。

対応実績としては他プロジェクト・他委員会での取りまとめ分も含め、88件（中国29件、韓国54件、台湾5件）に対応した

意見書提出実績としては同じく他プロジェクト・他委員会での取りまとめ分も含め15件（中国12件、韓国1件、台湾2件）の意見発信を行った。うち国際第3の意見を反映して提出したものは7件に上った。

アジア戦略プロジェクトはFY20で発展的解消となることが決定し、今後の中韓台向け意見発信活動は国際第3委員会 提言Grが同様の活動を実施していく予定である。

3.3 その他 外部との交流

- ・2020年7月21日にJETROソウルとの意見交換に小委員長、委員を参加させ、知的財産制度、実務に関する意見交換を実施。
- ・2020年7月15日に台湾交流協会との意見交換に小委員長、委員を参加させ、知的財産制度、実務に関する意見交換を実施。
- ・上記以外に、各小委員会にてテーマに合わせて適宜特許事務所等と意見交換を実施した。

9. 国際第4委員会

1. 委員会の構成

委員長1名、副委員長2名、委員17名の計20名で構成（2020年3月時点）。4つの小委員会を編成し、活動を行った。

2. 委員会の運営

2020年度は、オンライン活動が中心となる中で、メンバー同士のつながり強化とアウトプットの最大化との両立をめざし、活動総時間は例年と同等になるよう調整しながら、リモートワークを活かした新たな委員会の在り方として、全体委員会と小委員会とを切り分け、短時間の会議体を形成し、開催した。

- ・全体委員会：理事会議事などの共有中心
(1時間/月1回)
 - ・小委員会：専門的な討議が中心
(1~1.5時間/月1~2回)
- 全体委員会では、連絡事項の共有に加え、ブ

レイクアウトルームを活かし、小規模単位で各小委員会からの進捗報告や質疑応答を行うことにより、新たな気づきの取得や委員交流を図った。また、小委員会では、「短くチャッチャ」を合言葉に、メンバー同士で創意工夫しながら、短時間の会議を積み重ね、効率よく調査研究を進めた。

※なお、国際第1、第2、第3委員会との合同委員会は春夏ともに中止。

3. 委員会の活動概要

(1) 2020年度の活動方針

- ・コロナ禍だからこそ、情報収集の仕方を工夫しながら、ASEAN諸国、インド、中東、オセアニア諸国における「不明瞭な運用実態」について、実務者目線で実態にとことんこだわり調査研究し、「実務に役立つ情報」をお届けする。
- ・これまでの特許権取得・権利行使に関する調査研究に加え、法改正動向に基づく積極的な課題提起やIPランドスケープを通じた新たな兆しの発信を実現する。
- ・委員会内外での積極的な交流を実現する。

(2) 各小委員会の活動

【第1小委員会】

○ASEAN6^{*}で「早く安定した特許権」を取るためのリアルテクニクに関する調査研究
近年、ASEAN諸国においても、早期審査手続きを利用した特許権の取得や権利活用などを見据え「安定した特許権」の取得を試みる動きがあるものの、特許審査手続きが頻繁に更新され、その運用実態も目まぐるしく変化しており、知財実務に有用な最新手段を把握することが難しい。

そこで、本活動では、ASEAN6を取り上げ、各国の最新特許審査制度を整理するとともに、複数の有識者ヒアリングを通じて仮説検証を繰り返して、ASEAN6において、早く安定した特許権を取るために有用な最新のベストプラクティスや知財実務者が押さえておくべき留意点を特定し、整理した。

研究成果は、知財管理誌2021年6月号掲載。

※ASEAN 6：タイ、ベトナム、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール

【第2小委員会】

○ASEANにおける最新の法改正動向と知財実務に与える影響の調査研究

近年、ASEAN諸国では、急速に知財法整備が進んでいる。例えば、インドネシアでは、2016年の特許法改正により特許権者に対してインドネシア国内での特許実施義務が課せられたが、2018年7月、2019年12月、立て続けに新たな関連規則が交付され、目まぐるしく状況が変化している。

そこで、2020年度は、特に、会員企業各社の関心度が高いインドネシア、ベトナムに焦点を絞り、両国での最新法制度整備状況を整理するとともに、例えば、インドネシアでの年金問題や第二医薬品に対する特許保護の在り方など、各国特有の法制度状況が知財実務に与える影響について検討し、会員企業各社が知財活動を行う上で知っておくべき留意点を整理した。また本研究では、積極的なアンケートやヒアリングを通じて、他の専門委員会の方々や現地代理人／有識者の方々から意見・情報を収集し、最新の運用実態や知財実務への影響の的確な把握に努めた。

研究成果は、知財管理誌へ投稿予定。

【第3小委員会】

○判決・審決から学ぶ！インドで成果を上げる特許訴訟の実態に関する調査研究

近年、インドでは、特許訴訟が増加している。その大半は、製薬や農薬に関する訴訟だが、標準必須特許（SEP）を主とした通信技術関係の訴訟が僅差で続き、分野を問わず、特許権利化の段階から特許訴訟を意識した権利の作りこみが重要となっている。

そこで、2020年度は、サポート要件違反に着目し、実際のインド特許訴訟の判決・審決分析を通じて、サポート要件に関するインド特有の論点の有無を明らかにするとともに、出願書類を作成する段階から留意すべき点を検討し、整理した。

研究成果は、知財管理誌へ投稿予定。

【第4小委員会】

○IPランドスケープを駆使した新興国における知財戦略の調査研究

IPランドスケープを軸に、ASEAN諸国などで事業的に成功を収める企業が、実際どのような知財戦略を行っているかを具体的に特定し、会員企業各社が出願戦略などを策定する際に有用な情報の提供をめざして活動を行った。

2020年度は、ASEAN諸国のEC市場で急速に存在感を高めるアリババ集団やタイに製造工場を設立し、ASEAN諸国でのペットフード市場で着実に伸長しているNestle社などを取り上げ、事業／市場／知財の3つの視点から調査分析することにより、これらのグローバル企業がどのような出願戦略をASEAN諸国で講じているかを特定するとともに、特許を切り口としたASEAN諸国における新たな兆しを探った。

本研究は、新たな対象企業を取り上げ、次年度以降も継続して行うとともに、外国特許ニュースの投稿などを通じて、適宜情報発信予定。

(3) 意見発信

アジア戦略PJや他の専門委員会などと連携し、相互の意見を織り交ぜながら、知財法の改善／適正化に向け、多角的な視点で意見発信を行った。

①シンガポール知的財産庁（IPOS）宛「Public Consultation on Changes to Simplify Intellectual Property Processes and Improve User Experience with Digital Initiatives」に係る意見提出（9月）

②タイ知的財産局宛「特許法改正案（意匠パート含む）」パブコメ募集に対する意見（10月）（影響度などを検討）※意見提出不要判断

③フィリピン特許庁（IPOP HL）「特許規則改正」パブコメ募集に対する意見（10月）

④ベトナム国家知的財産庁（IP Viet Nam）宛「知的財産法改正」パブコメ募集に対する意見（2月）

(4) 外部との意見交換

外部機関との積極的な意見交換を通じ、調査

研究で掴んだ各国の課題認識や解決提案を素早く行い、課題解決ソリューションを意識した活動を行った。

- ①特許庁国際協力課との意見交換（7月）
 - ②JETROニューデリーとの意見交換（8月）
 - ③特許庁審査基準室・品質管理室（9月）
 - ④インド特許庁グプタ長官（10月）
 - ⑤JETROシンガポールとの意見交換（2月）
 - ⑥特許庁審査基準室・品質管理室（3月）
- ※③，④，⑥：日印PPHの申請不受理解決に向けて、特許庁やJETRO関係者の方々などと連携しながら活動を進め、web上での審査ステータスの確認是正につなげる。
- (5) その他
- ・東西部会での発表（12月）
 - ・担当エリアにおける最新知財ニュースや新たな兆しの発信を目的として、計12報の外国特許ニュースを投稿。

10. 医薬・バイオテクノロジー委員会

1. 構成及び運営

2020年度の医薬バイオテクノロジー委員会は、委員長1名、委員長代理1名、副委員長5名、第1小委員8名、第2小委員4名、第3小委員6名、CBD WG5名の計30名で構成した。

正副委員長会議及び第1から第3小委員会までの各小委員会ならびにCBD WGは原則毎月定期開催し、年4回（6月、9月、12月、3月）の全体委員会も開いた。なお4、5月は新型コロナの影響で委員会を開催していない。

2. 活動の概要

(1) 前年度の繰越

前年度の繰越として、下記論文を知財管理誌に投稿・掲載した。

- ①「医薬分野における産学連携及びオープンイノベーションに関する知財研究」知財管理2020年12月号掲載。
 - ②「医薬品ライフサイクルマネジメントに実効性のある特許戦略研究」知財管理2021年2月号掲載。
- (2) 特許庁等との意見交換会

今年度は新型コロナのため開催せず。

- (3) 意見要望書等の提出
 - ①中国専利法改正案に対する意見提出（8月14日）
 - ②韓国における医薬バイオ分野の要望に対する意見提出（8月19日）
 - ③薬品特許紛争早期解決メカニズム実施弁法に対する意見提出（10月23日）
 - ④中国改正専利指南改正に対する意見提出（11月10日）
 - ⑤薬品発売審査承認に係る専利民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（12月14日）
 - ⑥中国専利法実施細則に対する意見提出（1月11日）
 - ⑦台湾専利法改正に対する意見提出（2月26日）
 - ⑧中国医薬品紛争裁決手続き法に対する意見提出（3月25日）
 - ⑨ベトナムにおける知財法改正案に対する意見提出（2月12日）
- (4) 外部団体との意見交換会

①日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会との意見交換会を開催。先方から「抗体医薬の審査に関する日米欧三極比較」及び「日本における大学発ベンチャー企業の特許面からの分析」について、当委員会から「次世代医療基盤法施行後のデータ利活用の現状と今後の展望」及び「次世代バイオテクノロジー関連ビジネス（医薬品、食品、化粧品、環境、化学品など）における知的財産戦略」について説明しその後、意見交換した（11月13日）。

(5) 委員派遣等

- ①R2年度審判実務者研究会に松尾委員を派遣。
 - ②R2年度審査応用能力研修に岩崎、小柳、白木各委員を派遣。
- (6) 東西部会発表
- ①「医薬分野における産学連携及びオープンイノベーションに関する知財研究」について、12月度東西部会にて発表。
 - ②「医薬品ライフサイクルマネジメントに実効性のある特許戦略研究」について、11月度東

西部会にて発表。

(7) 委員会活動

【第1小委員会】

「次世代医療基盤法施行後のデータ利活用の現状と今後の展望」

医薬・バイオテクノロジー分野における次世代医療基盤法施行後のデータ利活用の現状と今後の展望について検討を行った。

現状について諸外国の制度と比較しつつ、認定匿名化事業者にもインタビューを行い、現状をまとめた。現状としては欧米と比較してヘルスケア分野でのビッグデータの利活用が遅れている一方、認定匿名化事業者を中心とする他国にないユニークなシステムとなっており、今後の展望についても検討を行った。

本テーマに関しては、日本弁理士会・ライフサイエンス委員会との意見交換会でも情報をシェアして、課題を議論した。知財管理に2021年夏投稿予定。

【第2小委員会】

「次世代バイオテクノロジー関連ビジネス（医薬品、食品、化粧品、環境、化学品など）における知的財産戦略」

次世代バイオテクノロジー関連ビジネスにおける知財戦略研究を行った。切り口として、① CRISPER CAS9及び②スマートセルに着目して各特許についての知財研究に取り組んでいる。

本テーマに関しては、日本弁理士会・ライフサイエンス委員会との意見交換会でも情報をシェアして、課題を議論した。

二年テーマの初年度であり、2021年度も継続して検討予定であり、2022年春知財管理に投稿予定。

【第3小委員会】

「医薬・バイオテクノロジー分野におけるビジネスエコシステム（産学官連携を含む）の知的財産に関する研究」

ビジネスエコシステムにおいて連携の場を提供する組織（プラットフォーム）とそこに集まる企業群（店子）を切り口に、プラットフォームと店子それぞれの取り組みについて調査を

開始している。現在プラットフォーム、店子それぞれの研究対象を特定し、インタビューに臨む予定。中長期テーマであり、2022年度の活動成果として知財管理に論説投稿を行う。

【CBD WG】

WIPO IGC（Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore）における遺伝資源の出所又は期限の開示義務についての議論における意見提言の検討を行っていたが、二月に予定されていた会合は延期となった。DSI（Digital Sequence Information）の利用を利益配分の対象とするか否かは生物多様性条約の締約国会議での重要な議題の一つとされており、国内外の情報や締約国会議に向けた準備のために情報収集を行っている。

【ポスターセッション】

第20回JIPA知財シンポジウムにおいてポスターセッションに参加した。

11. ソフトウェア委員会

1. 構成及び運営

2020年度の構成は、委員長1名、委員長代理1名、小委員長2名、WGリーダー2名を含む計30名であった。2つの小委員会を設け、各小委員会に2WGを設ける体制とし、活動を行った。コロナ禍の影響で6月に活動を開始し、全体会を6月（キックオフ）、9月（中間報告）、及び3月（最終報告）に行い、WGは8月を除き毎月1回計8回開催した。従来のアウトプット中心の活動ではなく、今年度は情報収集などインプットを中心とする方針下で活動を行った。

2. 各小委員会の活動概要

2.1 第1小委員会

第1小委員会は、ソフトウェア特許に係る国内外の法制度を共通テーマとし、2つのWGを設け、以下の内容で活動を行った。

(1) 第1小委員会第1WG

テーマ：「各国のソフトウェア知財制度に関する調査・研究」

米国のソフトウェア関連発明の特許適格性を

中心に、判例の調査・研究、及び、拒絶克服の事例の研究を行った。

- ①ソフトウェアに関するCAFC判決の共有と蓄積を行った。特に、35 U.S.C.101の判決について議論した。
- ②米国のAI関連発明（AIを利活用する発明を対象とし、AIアルゴリズムに関する発明は対象外）の特許適格性について研究した。どのようなクレームが発明適格性で拒絶されるのか、どのようにクレームを補正してその拒絶を克服したのか、等を分析した。また、2019PEGに基づいて特許適格性ありと判断された特許が、裁判におけるAliceテストで特許適格性がどう判断されるかについても分析した。なお、日本のAI関連発明については、「AI特有の記載要件違反」で拒絶された案件を見つけられなかったため、分析することができなかった。

(2) 第1小委員会第2WG

テーマ：「日本におけるソフトウェア関連発明に関する保護の在り方の検討」

日本においてSW関連発明を特許出願する意義が弱まっているのではとの問題意識から、現状の保護制度の分析と、今後の保護制度がどうあるべきかについての議論を行った。

- ①発明の完成にAIが関与した場合に想定される問題点について考察した。
- ②ビジネス関連発明が特許されるかの予見性についての検討を行った。
- ③意匠法の改正の影響を含め、対象となるGUIをどの知財権により保護すべきかの判断基準を検討した。
- ④オープンソースソフトウェアを特許出願する意義について、攻めの場合と守りの場合の2パターン事例を基に考察した。
- ⑤SW関連発明に関する特許侵害訴訟で構成要件の非充足により非侵害とされた事例から、原告が勝つために必要な対策を考察した。
- ⑥日本において特許出願が産業の発達に寄与しているのかを各種データから分析するとともに、産業の発達に貢献できる制度設計につい

て検討した。

2.2 第2小委員会

第2小委員会は、ソフトウェアビジネスと知財の在り方の調査・研究を共通テーマとし、2つのWGを設け、以下の内容で活動を行った。

(1) 第2小委員会第1WG

テーマ：「ソフトウェアビジネスと知財の在り方の研究」

特にCOVID-19の影響を、ソフトウェア特許の特許情報から分析し、COVID-19の影響は、特許の「トレンドの加速」または「トレンドの変化」として顕在化するという知見を得た。また、補足として、中国ソフトウェア特許は、法定の公開時期（出願日から1.5年）よりも前倒しで公開されているものが多く、COVID-19のような近時の出来事の影響を分析する情報源として有益であるという知見も併せて得た。

「トレンドの加速」の具体例としては、医療用サービスロボット（Intuitive Surgical他）、オンライン医療（メドケア）、医療データ（NTT data）、産業用ロボット（Preferred Networks）の事例を分析した。

「トレンドの変化」の具体例としては、コラボツール（Zoom Communications, Inc.）、癒しロボット（GROOVE X）、画像診断AI（Infervision）の事例を分析した。

以上の事例のうち一部を抜粋して委員会内の最終報告としてプレゼンテーションし、その他は参考資料として委員会内に共有した。

(2) 第2小委員会第2WG

テーマ：「中国におけるソフトウェアビジネスと特許動向に関する調査・研究」

中国におけるソフトウェアビジネス動向をテーマ別に調査し、関連する特許出願動向を調査した。

対象としたテーマは以下の通り。

- ・ブロックチェーン
- ・産業用ロボット
- ・ITを利用した小売販売
- ・B2B領域におけるFintech

ブロックチェーンでは中国が世界をリードし

つつある状況となっており、特許出願では件数が米国・日本をはるかにしのいでいる。アリババとテンセントはそれぞれブロックチェーンのサービスBlockchain as a Service (BaaS) を提供しており、利用環境の面でも進んでいることが分かった。

一方、産業用ロボットでは中国国内でもまだ日欧勢が優勢であるが、ここ数年、中国国内企業も徐々にシェアを伸ばしている。中でも中国製造2025に取り上げられているSIASUN, ESTUN, EFFORTの三社は2015年以降の特許出願増加が著しいので、ビジネス面でも日欧勢を追い上げるとみられる。

ITを利用した小売販売では、業界最大手のアリババ社が特許出願件数においても最多であることが分かったので、詳しく調べたところ、特にスマートフォンアプリのユーザインタフェースを工夫した出願に力を入れていることが分かった。

B2B領域におけるFintechでは、平安グループのFintech会社、OneConnectがサプライチェーン金融システムに関する出願を行っている。このシステムでは顧客のサプライチェーン情報に基づき銀行のシステムが自動的に与信限度額を決定する仕組みが用いられている。

成果報告資料として各テーマの調査結果をプレゼンテーション形式のスライドにまとめた。

3. その他の活動状況

3.1 委員派遣等

(1) AIPPIコンピュータソフトウェア特許研究会
2010年度から継続してAIPPIソフトウェア特許研究会に委員派遣をしている。

研究会の課題は、欧米を中心としてソフトウェア関連発明に関する審査基準や判例等の研究が中心であり、課題毎に派遣委員を募集する形態としている。

2020年度は全6回が開催されたが、コロナ禍のため全てリモートで実施された。外国からの講義が中心であり、リモートの強みを生かして実施された。資料や結果は適宜に委員会内で情報共有を行った。

(2) 令和元年度審査応用能力研修2

特許庁審査官向けの研修の「討論2」へ委員1名、委員の所属企業より1名の計2名を派遣した。企業側の参加者として特許庁審査官と討論を行った。

(3) JIPAシンポジウム

WG活動を紹介するポスターを作成した。

3.2 意見書提出・外部連携

中国専利審査指南の改正案（第二期）の意見募集について、当委員会の意見を取りまとめてJIPA事務局へ提出した。

12. 著作権委員会

1. 構成および運営

2020年度委員会は委員長1名、副委員長6名、委員18名、合計25名の構成であった（前年度比3名減）。

原則、毎月1回の定例委員会をWeb会議形式で実施（コロナ禍影響で4月は休会、8月は夏季休会）。定例委員会は、原則として、前半は委員会全体での活動、後半はテーマごとに、国内動向チーム（さらに基本政策サブチーム、法制度サブチームに分かれて活動）、国際動向&新技術チーム、リーガルナレッジマネジメントチームの4チームを組織し、チーム別に活動を行った。

11月の定例委員会は、TMI総合法律事務所弁護士 小坂準記氏に、「インターネット上の海賊版対策強化」を中心とする令和2年著作権法改正について、および「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化」や「図書館関係の権利制限規定の見直し」等令和3年著作権法改正関連動向について講演いただくとともにディスカッションを行い、パブコメに対する意見書検討や論説執筆に資した。

2. 委員会の活動

(1) 全体活動（著作権政策・立法動向等の把握・分析等）

著作権に関する政策・立法動向等を把握し、検討事項についての理解と問題意識を委員会内で共有することを通じて、委員の専門性をさらに

強化することを目的として、国内動向チームの委員が輪番で関係会合（知的財産戦略本部、文化庁文化審議会著作権分科会各小委員会等の各政府審議会）を傍聴し、全体委員会にて発表、それに基づく意見交換を行った。

また、各月の国内外の最新の著作権やコンテンツビジネスに係るトピックについて、国際動向&新技術チーム、およびリーガルナレッジマネジメントチームの委員が調査研究した結果を解説し、意見交換を行うことで、委員会内での理解の深度化を図った。

(2) チーム別活動

上述の通り、国内動向チーム（さらに基本政策サブチーム、法制度サブチームに分かれて活動）、国際動向&新技術チーム、リーガルナレッジマネジメントチームの4チームを組織した。各委員には可能な限り希望のチームに所属してもらい、年間を通じてチーム別活動を行った。各チームの活動概要および活動成果は以下のとおりである。

【国内動向チーム】

「著作権基本政策、法制度の動向調査研究」をテーマに11名で活動した。

第20期文化審議会著作権分科会では使用料部会および①基本政策小委員会、②法制度小委員会、③国際小委員会の3つの小委員会により構成されており、①基本政策小委員会では、「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理」、「私的録音録画補償金制度の見直し」、「デジタル時代に対応した著作権施策」等の法改正検討がなされた。基本政策サブチームでは、「放送番組同時配信等に係る権利処理」を中心に分科会の傍聴および調査研究を行った。研究成果は論説にまとめ、2021年3月に初稿入稿、『知財管理』2021年7月号に掲載を予定している。

一方、②法制度小委員会では、「図書館関係の権利制限規定」、「独占的ライセンスの対抗制度と差止請求権」、「研究目的権利制限規定」等の法改正検討がなされた。法制度サブチームでは、「図書館関係の権利制限規定」および「独占的ライセンスの対抗制度と差止請求権」を中

心に分科会傍聴および調査研究を行った。研究成果は論説にまとめ、2021年3月に初稿入稿、『知財管理』2021年6月号に掲載を予定している。

なお、①、②いずれもパブリックコメントが公示されたため、次世代コンテンツ政策PJと連携し2021年1月に意見書を提出した。

【国際&新技術チーム】

「諸外国の法改正動向やブロックチェーンなど新技術が著作権法実務に与える影響等に関する調査研究」をテーマに7名で活動した。

国際著作権法観点では、知財保護強化のための法整備を急速に進める中国における著作権法改正案に対して「故意侵害に対する罰則強化」や「権利制限規定」を中心に懸念点や要望に関する意見書を提出した（2020年6月、9月の計2回）。また、UKIPOから公示された「AIによる著作物の利活用に係る諸問題」パブリックコメントに対して、UK独自の規定である「protection for computer-generated works」や、AI生成物の定義に対する意見を提出した（2020年10月）。なお、いずれの意見書もアジア戦略プロジェクト、国際第3委員会、次世代コンテンツ政策プロジェクトと連携し対応した。その他、「AIと著作権」という観点で、現行制度および議論状況に関する各国比較を開始し、次年度の『知財管理』への入稿を目指している。

新技術観点では、著作物管理実務へブロックチェーン技術を応用するための基礎知識やその活用事例の概要をとらえ、著作権管理におけるブロックチェーン導入のメリットや課題を複数の企業視点より調査研究を行い、中間成果物として纏め資料を作成し、委員会内で知見を共有した。

【リーガルナレッジマネジメントチーム】

「企業の著作権関連教育、研修活動に資する調査研究」をテーマに6名で活動した。

①JIPA研修への講師派遣、研修テキストブラッシュアップ

A01入門コース「著作権制度」、臨時研修「ケーススタディで学ぶ著作権」にチームメンバーより講師を派遣した（A01は9月、10月の計2回

をコロナ対策として現地およびリモートでの開催。臨時研修は2021年1月にオンラインで開催)。また、近時の著作権法改正等も踏まえたテキストのブラッシュアップを行った。

②著作権教育で使える事例・判例等の情報収集・分析および企業の著作権実務担当者向け「著作権担当者のための実務に役立つ著作権事例集」の作成

著作権担当者が従事する、各現場からの照会案件のうち、「解釈が定まっていない」、「権利者と利用者側の言い分が異なる」、「複数法領域にまたがる」等の理由で「回答に困る」事例を収集。50以上の案件から21事例を絞り込み、それらを創作性、条文解釈、工業製品、コンピュータプログラム、契約・規約の各分野に分類した上で、法的なチェックポイント、関連する判例、権利者側／利用者側等、いろいろな立場での実務上での対応や主張例等について整理し検討を行い、資料集としてとりまとめ、委員会で共有した。

3. 他委員会等との連携

(1) 次世代コンテンツ政策プロジェクトとの連携
パブコメ対応等の政策提言活動については同プロジェクトを中心に活動。委員会副委員長はプロジェクトメンバを兼任し、プロジェクトと委員会活動の連携を担った。

2020年11月には、同プロジェクトと合同で、シティライツ法律事務所パートナー、ファウンダー 水野祐氏に、「デジタル時代における技術・サービスの発展と著作権制度のあり方」という演題で、内閣府知的財産戦略本部に設置された「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」における議論の概要等について講演いただくとともにディスカッションを行った。

13. マネジメント第1委員会

1. 委員会の構成と運営

マネジメント第1委員会は委員総勢39名で組織し、委員長を除く38名で3つの小委員会を構成し調査研究を行った。各小委員会は原則1カ

月に1回の小委員会を開催して各研究テーマの調査・研究を行い、1カ月に1回開催する正副委員長会議で、委員会活動の方向性の調整と確認を行った。10月にはマネジメント第2委員会と合同で中間全体会議を開催し、各小委員会から研究テーマの検討状況を発表、マネジメント委員会全員で各テーマ活動内容の共有を行った。また3月にはマネジメント第2委員会と合同で最終全体会議を開催し、1年間の研究成果報告を行った。新型コロナウイルス感染拡大のため上記小委員会、正副委員長会議、全体会議は、一部を除きオンラインで開催した。

第1小委員会は、清水小委員長および岡小委員長補佐と10名の委員で「知財活動の活性化のための情報発信とコミュニケーションツール」をテーマとして調査・研究を行った。ITの発達により様々な情報入手が容易になりデータ解析ツールも進化する中、経営・事業・研究における意思決定に役立つ情報発信や提言が期待される。一方、発信に対する反応や効果が得られず、目的が散漫かつ不透明な状況に留まる企業も少なくない。本研究では、会員企業知財部門やステークホルダーに対してアンケート・ヒアリングを実施し、事業貢献を図るため社内にとどのような情報を発信・共有すればよいか、企業価値向上を図るため社外にとどのような知財情報を発信すればよいかを提言すべく1年間活動を行った。

第2小委員会は、前川小委員長および牛嶋小委員長補佐と11名の委員で「『戦わずして勝つ』、協創時代に求められる知財戦略の研究」をテーマとして調査・研究を行った。協創ビジネスの時流を踏まえた環境下では、従来のような敵対的な権利行使は、事業の拡大可能性を狭めてしまうおそれがある。本研究では、協創グループが複数存在する仮想的なモデルを想定し、自社の協創ビジネス拡大のために、敵対関係を生むことなく知財を活かし、「戦わずして勝つ」ことに主眼をおいた知財戦略の検討を行った。さらに先行例調査などから抽出した企業等へのヒアリングを通じて、「戦わずして勝った」協創

ビジネス事例の知見を深め、“戦わずに勝つ”ためのより具体的な知財戦術を提言すべく1年間活動を行った。

第3小委員会は、大谷小委員長および柴崎小委員長補佐と11名の委員で「“2035年”の知財業務と知財組織－2035年の知財に期待される役割と業務に関する研究－」をテーマとして調査・研究を行った。社会・経済に大きな変化があると予見されている2035年に想定される環境から、同時代の知財部門が担う役割・業務など知財部門の姿や変化を予想するとともに、次代を担うマネージャー予備軍の立場から、①知財部門が主体となって取り組めば大きな成果が期待できる新たな業務やサービスを想定し、②そのために必要な新しい知財機能獲得のために現在から取り組むべきシナリオをバックキャスト視点で提案することを目的として1年間活動を行った。

2. 各小委員会のテーマ概要と活動内容

2.1 第1小委員会

(1) テーマ名「知財活動の活性化のための情報発信とコミュニケーションツール」

(2) テーマの背景

ITの発達により、知財情報を始めとする様々な情報入手が容易になり、データ解析ツールも進化する中、経営・事業・研究における意思決定に役立つ情報発信や提言が期待されている。一方、発信に対する反応や効果が得られず、目的が散漫かつ不透明な状況に留まる企業も少なくない。本テーマでは、社内外それぞれへの知財情報発信の目的に即した発信内容・方法・フィードバック活用事例などを深掘して、知財情報発信のあり方について提言するために調査研究を行った。

(3) 活動内容

4月～6月は委員所属各社の情報発信の状況(内容・方法・フィードバック状況)を共有した。7月～9月はその整理結果に基づき、知財情報提供に関する課題抽出を行い、会員企業向けアンケートについて検討した。10月～12月は会員企業アンケートを実施、その分析により得

られた仮説を会員企業やステークホルダーへのヒアリングにより検証し、発信先のニーズを考慮した情報発信のあり方、フィードバック活用等の効果について考察した。1月～3月は上記検討に基づく提言をまとめ論説執筆を行った。

(4) 活動報告

まず、小委員会委員所属各社の情報発信の状況を共有した後、知財部門からの情報発信の現状を把握するために、会員企業の知財部門に対してアンケートを実施して結果を分析した。その結果、

①積極的な社内情報発信による事業への貢献を図るために、発信先の部門の満足を得るような質の高い知財情報をどのように発信するか

②企業価値向上を目指すためには、ターゲットを絞った社外情報発信が効果的であり、当該ターゲットとして特定のステークホルダーのニーズに合わせた情報をどのように発信するか

について、有効な手法を検討すべきとの課題認識に至った。

アプローチについて議論した結果、上記①については経営層・事業部門と知的財産部門間で「知財情報コミュニケーションが継続的に行われている」と想定される企業に、②についてはステークホルダーの中でも「企業価値向上への影響度は高いが、知財情報への関心度が低い」と思われる、顧客・就活者・投資家(コンサルを含む)にヒアリングを行うとともに、当該ヒアリング先に関わる資料の調査を行った。

その結果、社内情報発信を行う①の企業では、●知財部門と経営層との距離感が近い、●継続的コミュニケーションを繋げるため「情報提供先のニーズ」を把握の上で情報提供している、●経営層・事業部門と知財部門が日常的にコミュニケーションを取れる「組織体制」を確立していることが明らかとなった。

また、②の社外への情報発信に関しては、●様々な方法で知財情報を顧客とのコミュニケーションに活用している企業が存在すること、●

知財情報の発信が行われていることを一般的には就活者はあまり認識していないが、知財情報を認識している場合には企業を選ぶ指標として活用していること、●投資家には近年、知財情報を活用したいというニーズがあることを確認した。

これらの調査結果を受けてさらに議論を行い、事業への貢献を図るための社内情報発信の方法については、「情報発信の推進に留まらず、継続的な知財情報コミュニケーション活動を経て業務プロセスへの組込までを段階的な施策として整理すること」、企業価値向上のための社外情報発信の方法については、「顧客、就活者、投資家に向けてターゲット毎の具体的施策を整理すること」を提言としてまとめた。

2.2 第2小委員会

(1) テーマ名：「戦わずして勝つ」、協創時代に求められる知財戦略の研究

(2) テーマの背景

協創ビジネスの拡大につれ、異業種企業（パートナー）と形成した協創グループ*の安定化を図ることや、競合他社（ライバル）が形成した同様な協創ビジネスに対抗することも必要となってきた。さらにはSaaS（Software as a Service）やMaaS（Mobility as a Service）など、IoTを活用した新たな協創ビジネスの立ち上げや参入も始まっている。このような環境下で、従来のような敵対的な知財権利行使は、協創ビジネスの可能性を狭めてしまうおそれがある。権利行使は諸刃の剣であり、ライバルとの泥沼化する知財訴訟で疲弊することは避けたい。本テーマでは、自社の協創ビジネスの拡大のために敵対関係を生むことなく、知財を活かして、「戦わずして勝つ」ことを主眼においた知財戦略を検討した。

※協創グループ：協創ビジネスの成功を目的として異業種企業（パートナー）と形成した企業群

(3) 活動内容

4月～6月：孫子の兵法に拠るところの『戦わずして勝つ』の調査、知財に

おける『戦わずして勝つ』状況の共有化、「戦わず」・「勝つ」の定義づけ

7月～9月：協創ビジネスに関する先行研究調査、メンバー所属企業の協創ビジネス事例共有（業種の違いや事業ライフサイクルの観点で議論）、考察のベースとなる「仮想ビジネス事例」の導入

10月～12月：プレイヤー（既パートナー企業、未パートナー企業、ライバル企業）間の関係を“知財ポジショニングマップ”で見える化、『戦わずして勝つ』ための3つの知財戦略（仮説）を整理

1月～2月：知財コンサルタント1社と企業3社にヒアリング、具体的な知財戦術の考察・提言

3月：提言まとめ、論説の執筆

(4) 活動報告

まず、協創ビジネスで想定される『戦わずして勝つ』状況をメンバー間で議論し、「戦わず」や「勝つ」とはどういう状況か、「戦う相手」や「戦わない相手」は誰なのかを定義した。本研究では、“相手も利益を得つつ、自社が最も利益を得るための戦略と具体的な知財戦術”を考察することをスコープとした。

考察にあたり、議論のベースとなる“仮想ビジネス事例”を設定し、仮想事例に登場するプレイヤー（既パートナー企業、未パートナー企業、ライバル企業）間の関係を示す“知財ポジショニングマップ”を導入した。これは縦軸を「戦う確率」、横軸を「協創性／競合性」とした2次元マップで、協創ビジネスで各社が目指すべき方向を示すことができる。この仮想事例を通じて『戦わずして勝つ』ための知財戦略を検討し、協創ビジネスにおいては①パートナーのメリットを確保する、②ライバルの戦意を低下させる、③異業種パートナーを積極的に引き込むの3つが重要との仮説に至った。

さらに、協創ビジネスに明るい知財コンサル

タント1社と企業3社にヒアリングを行い、自社とライバルとの関係(ダントツ・拮抗・後発)に応じた具体的な知財戦術案を考察した。例えば、「後発」(協創ビジネスで大きく出遅れた企業)の場合、他社にない「強み」(技術)を磨き、技術の標準化や協創イメージのブランド化などで強みを活かし、オープン化により世間を味方につけ、他社の戦意を喪失させること等が重要であると考えた。一方、「拮抗」(互角のライバルが存在する企業)の場合、ライバルとのパワーバランスを維持しつつ、パートナーが実施するレイヤーまで含めたソリューション特許を取得し、パートナーの乗り換えを牽制すること等が重要であると考え、これらを提言としてまとめた。

2. 3 第3小委員会

(1) テーマ名「“2035年”の知財業務と知財組織－2035年の知財に期待される役割と業務に関する研究－」

(2) テーマの背景

2035年は、日本の社会・経済に大きな変革があると予見されている。本研究では、2035年に想定される環境から、同時代の知財部門が担う役割・業務など知財部門の姿や変化を予想するとともに、次代を担うマネージャー予備軍の立場から、①知財部門が主体となって取り組めば大きな成果が期待できる新たな業務やサービスを想定し、②そのために必要な新しい知財機能獲得のために現在から取り組むべきシナリオをバックキャスト視点で提案することを目的とした。また、人材、企業組織、制度に対する取り組みについて議論を深めるとともに、2035年における知財部員の働き方についても検討を行った。

(3) 活動内容

4月～6月は、関連文献の調査を行い、「社会、会社、個人」の視点から2035年の環境について予測した。7月～9月は、「社会、会社、個人」それぞれの関係性の変化にも着目して考察を行った。その結果、「共創社会」の実現がキーワードとなると想定され、その実現のための課題について整理を行うとともに、同時代の知財部門

が担う役割について検討を行った。10月～1月は、新たなサービスや業務の具体化、知財部員の働き方について検討し、必要な知財機能獲得のために現在から取り組むべきシナリオをまとめた。2月～3月は、上記検討に基づく提言内容のまとめと、論説の執筆を行った。

(4) 活動報告

まず、2035年の社会環境を想定し、社会、会社、個人の見点からその関係性や価値観の変化にも注目して検討を行った。その結果、社会課題解決の重要性が増すとともに、社会と会社は「社会課題解決と企業の利益」、会社と会社とは「理念・ミッション」、個人と会社は「価値観」で繋がる予測された。そして、知財の“強み”を活かした、技術・能力の定量化、公平性の担保、企業の枠を超えて活躍できる人材の育成により、「社会、会社、個人」のすべての関係性において“win-win”となる「共創社会」を実現することが、同時代の知財部門が担う役割・業務となるものと考えられた。

議論を深掘した結果、企業には、社会的課題の解決への貢献を通じて経済成長を実現していくことがこれまで以上に求められ、より高い視点でのコンセプトに基づいた複数企業の連携、共創によるビジネス創出が活発になり、それに伴って新たな知財業務やサービスが発生するであろうことが想定された。具体的には、知財部門が主体となって取り組めば大きな成果が期待できる新たな業務やサービスとして、

- 知的資産共有プラットフォーム
- 共有促進財務プラットフォーム
- 新知財人材プラットフォーム
- これらを有機的に連携し推進を積極的にリードする業務

等が提案され、これらの新しい機能を実現するために知財部門として現在から取り組むべきシナリオをロードマップとともに示した。

また個人の働く目的や働き方も多様化し、企業の組織の在り方も大きく変わるのではないかと予測から、人材、企業組織、制度に対する取り組みについて議論を深めるとともに、2035

年における知財部員の働き方についても検討し、「会社、社会、個人への提言」としてまとめた。

14. マネジメント第2委員会

1. 委員会の構成と運営

マネジメント第2委員会は委員総勢41名で組織し、委員長を除いた40名で3つの小委員会を構成し、調査研究を行った。各小委員会は原則として1カ月に1回の小委員会を開催して各研究テーマの調査・研究を行い、1カ月に1回開催する正副委員長会議で、委員会活動の方向性の調整と確認を行った。なお、対面で開催できた会もあったが、基本的にはWEBでの会議開催がほとんどであった。10月には、マネジメント第1委員会と合同で中間の全体会合をWEBで開催し、各小委員会から研究テーマの検討状況を発表し、マネジメント委員会全員で各テーマ活動内容の共有を行った。また、3月には、マネジメント第1委員会と合同の最終全体会議をWEBで開催し、1年間の研究成果の報告の場とするとともに、発表内容についての交流会およびオンライン懇親会も開催し、積極的な人的交流が図られた。

第1小委員会は、藤井小委員長および山田小委員長補佐と11名の委員で「データ利活用を支援／促進する知財部門に向けて」をテーマとして調査・研究を行った。データ量増大や技術向上に伴ってデータ利活用が期待され、データ利用契約やAI技術権利化等の各論でも検討が進んではいるが、実際の取組が進行している知財部門はまだ少ない。そこで、データ利活用を支援／促進する知財部門に、これからなっていくとする知財部門は、何に留意して何から手を打っていくべきなのかを検討・提言することを目的に1年間活動を行った。

第2小委員会は、深津小委員長および林小委員長補佐と11名の委員で「国内と欧米企業の比較考察に基づく知財人材活用、組織のあるべき姿に関する研究」をテーマとして調査・研究を行った。当小委員会は、今後、益々進むと思わ

れる外国企業との競争や連携、外国知財人材の活用に向けて、知財組織や人材・スキルの差異によって生じるであろう課題とその方策について提言すべく、日本企業と欧米企業の“知財部門と経営層・事業トップとの距離感”に焦点を当て、1年間活動を行った。具体的には、文献調査やヒアリング結果から知財組織の経営・事業への貢献度の差異を明確にし、事業目線の知財組織になるための組織設計等について検討した。

第3小委員会は、中川小委員長および大石小委員長補佐と12名の委員で「知財業務・組織・人材の魅力に関する研究」をテーマとして調査・研究を行った。近年、IPランドスケープに代表されるような、従来の出願・権利化中心の業務からコンサルティング的な要素を持つ知財業務への移行が進んでいて、この流れを推進し、様々な人材を知財部門に取り込めるよう、知財の魅力を高め、社内外にアピールしていくことが重要である。そこで、知財の魅力と、すでに有している魅力と、これから身につけるべき新たな魅力の両面から検討し、今後は、誰にどのような魅力をどうやって訴求して人材を確保するのかについてまとめ、提言とするべく1年間活動を行った。

2. 各小委員会のテーマ概要と活動内容

2.1 第1小委員会

- (1) テーマ名「データ利活用を支援／促進する知財部門に向けて」
- (2) テーマの背景

データ量の爆発的な増大、AIやIoTデバイス等の技術向上や普及により、第4次産業革命やSociety5.0等とも称されるような歴史的な転換をむかえている。これを事業に活用する「データ利活用」が期待されており、知財面においても、データ利用の契約留意点やAI技術の権利化の留意点等の各論でも検討が進んでいる。しかし、事業や研究のデータ利活用に対して、定常的な取組ができている知財部門はまだ少数派と見られ、多数派はこれから取組むという模索段階であり、そのような会員企業の知財部門に

とっての指針・参考となるべく、データ利活用の支援／促進のために知財部門は何に留意して何から手を打っていくべきなのか、を検討・提言することを目的とした。

(3) 活動内容

本年は、コロナ禍のため一年を通じてほぼ100%リモートでWeb会議により活動した。4月～7月はチームビルディングと共に、テーマと研究の方向性に対する意識合わせ、各メンバーの事例や知見の持ち寄りを行った。8月～10月は、Web会議であっても議論が活発になるよう少数単位でチームを4つに分け、業界ごとのデータ利活用への留意点を検討した。10月の全体中間会議での報告・質疑と委員会内アンケート実施を経て、11月～2月には先進的な取り組みを行っている企業・有識者とのヒアリング・意見交換を実施しつつ、後述する類型整理に伴って3つにチームを再編し、チームと全体とで議論を深堀・集約し、最終報告および論説執筆を行った。

(4) 活動報告

まず、データ利活用とは何か、そして知財活動との関連を、メンバー各位の事例・見解・経験、公表資料・先行研究の調査を行い、情報や期待や認識の共有化、意識合わせを図った。これにより業界毎で出発点や捉え方が異なることも違いとして見えてきたので、委員を4つの業界(材料, デバイス, インフラ, IT)のチームにわけて、各業界で複数の事例を検討した。そして、これらを持ち寄って、比較ができるよう共通フォーマットに一旦整理して中間報告を行った。

中間報告と共に、中間全体会議では、マネジメント委員会参加企業へのショートアンケートも実施し、「データ利活用という点について、御社の知財部門では？」という質問に対して、5%のみが「定常的に取り組んでいる」との回答であり、残り95%がそうではなく、60%は「これから」「議論もない」という状況であるとの結果を得た。本論説のターゲットを95%の定常的な取組に至っていない知財部門に設定しつつ、5%の先進企業を中心にヒアリングを推進

した。

また、単にケースバイケースの事例紹介・結論になってしまわないよう、読者により参考にして頂き易いよう、事例の類型化を検討し、データのInputと処理のOutputの2軸で4象限に分けた類型化を行った。

この4象限の類型化に沿って、調査・ヒアリングで得た知見を深掘りし、各類型において、伝統的な知財部門との対比の形で、戦略・活動・教育・組織の観点で整理して要点を抽出した。さらに、類型間を比較し、共通部分と特徴部分を整理しまとめた。論説として2021年度に知財管理誌に掲載する予定。

2. 2 第2小委員会

(1) テーマ名「国内と欧米企業の比較考察に基づく知財人材活用、組織のあるべき姿に関する研究」

(2) テーマの背景

グローバルに事業活動を進める日本企業において、その知財活動がガラパゴス化しているのではないかとの懸念がある。今後、外国企業との競争や連携、外国知財人材の活用がさらに進む状況にあると考えられ、現段階で知財組織や人材・スキルの差異によって生じうるであろう課題を把握し、その解決方策を検討しておくことは重要である。このような背景のもと、当小委員会では、事業目線の知財組織のあり方について、知財部門の経営・事業への貢献度に焦点を当て、欧米企業との差異を通じて研究を進めることとした。

(3) 活動内容

4月～7月 日本企業の知財機能に対する課題感の整理、欧米企業の知財組織に関する文献調査

8月～9月 仮説の検討と検証のためのヒアリング項目の洗い出し

10月～12月 ヒアリングの設計・実施、ヒアリング結果の分析

1月～3月 事業目線の知財組織のあり方に関する検討、論説の検討

(4) 活動報告

当小委員会ではまず、事業環境や産業構造の変化に伴い、各委員が抱える日本企業の知財組織としての課題感を整理した。その後、欧米企業の知財組織に関する情報収集を行い、先行文献をもとに日本企業と欧米企業の知財組織の特長をまとめた。その結果、業種毎の違いがあるものの、欧米企業は知財部門と経営層・事業トップとの距離が日本企業よりも近いのではないかと、という仮説を立てた。

次に、仮説の検証に必要なヒアリングの質問項目の洗い出しを行った。主に、①知財部の社内の位置付け、②経営層との関係性、③事業部門との関係性、④知財組織や職務、⑤知財人材、の観点について、化学、電機、機械分野の欧米企業の日本法人知財部にオンライン形式でヒアリングを実施した。

ヒアリング結果から、欧米企業の知財部門と経営層・事業トップとの距離感の近さは、知財組織が知財と事業の全体を俯瞰し事業部に対してワンストップでサービスを提供している点に起因すると考え、日本企業の知財機能も、事業目線を持った事業軸の組織運営を図るべきではないかとの考察に至った。そして知財組織として、事業軸と機能軸の両方を併せ持ったマトリクス型組織を提案し、その実効性を高めるためのポイントと共に組織設計の提言としてまとめた。論説として、2021年度に知財管理誌に掲載する予定。また、部会報告も予定している。

2.3 第3小委員会

- (1) テーマ名「知財業務・組織・人材の魅力に関する研究」
- (2) テーマの背景：国内特許出願件数は減少傾向にあるなど、出願権利化業務が減少する一方で、IPランドスケープに代表されるような、新規ビジネス提案等の経営に資するアウトプットが知財部門に求められるようになり、知財業務の移行が進んでいる。この流れを推進するために、様々な分野における知識・スキルを持った人材を知財部門に取り込めるよう、知財業務・組織・人材の魅力を高め、社内外にアピールするため

の方法について検討した。

(3) 活動内容：

- 4月～6月：知財の魅力の洗い出しと仮説の設定。および、魅力をアピールして引きつけたいターゲットの明確化。
- 7月～9月：仮説検証のためのアンケート設計。および、仕事のやりがいや意識についての外部資料の調査。
- 10月～12月：アンケートの実施。および、人が組織に魅力を感じるための要因の調査。
- 1月～2月：アンケート結果の分析による外部に認知されていない魅力の明確化と、人材獲得策の検討。および、新たな魅力のために知財部門が取り組むべきことの具体化。
- 3月：提言のまとめ。および、論説執筆。

- (4) 活動報告：上記活動内容を経て、①すでに知財部門として有しているが部外には伝わっていない魅力の訴求、②新たな知財の魅力のために取り組むべきこと、の2つの観点到焦点を絞り検討を進めた。

①について、アンケートを通して、約5割以上の知財部員が魅力であると考えている項目を明らかにしつつ、知財部門配属の前後で魅力度合いの変化が大きい項目を外部に認知されていない魅力と定義し、当該魅力を伝えるための施策を社内人材向けと新卒人材向けのそれぞれに分けて検討した。具体的には、「リモートでの業務がしやすい」、「論理的思考が身につく」、「事業が俯瞰できる・知財権による事業貢献が可能」といった項目が外部に認知されておらず、社内人材については人事部との連携や社内複業、新卒人材についてはインターンシップの強化を軸に提言をまとめた。

②については、アンケート結果を分析し、知財部員が「事業貢献を感じにくい」、「業務の意義が他者に理解されにくい」、「成果の客観的な

評価が難しい」といった項目について知財の魅力としての弱みであると感じている点を明らかにし、これを克服することで新たな魅力のために取り組む課題として整理した。この、自らの業務と事業のつながりを感じにくく承認欲求も満たされていないという状況を改善していくことが人材獲得にも必須であると考え、知財部員が自ら他部門や他社とも連携し、また、知財が各部門の架け橋となって、事業創出や価値提供を行う施策としてまとめた。

最後に、これらの提言に加え、ア) 技術部門とコーポレート部門の両面を持ちそれぞれに影響力を発揮できる組織であること、イ) 間接部門的な立場にありながら、直接的な事業・収益への貢献が可能な業務であること、ウ) 業種を超えて他社人材とつながることができることといった、知財部門が組織として有する特徴を知財の組織・業務・人材の魅力としてとらえ、これらの魅力を意識して、他部門にはできない領域での価値提供を行うことが人材確保につながることを提言としてまとめた。論説として2021年度に知財管理誌に掲載する予定。

15. 情報システム委員会

1. 委員会の構成

33名で構成し、委員長1名、副委員長9名、委員23名で活動を行った。

2. 委員会の運営

(1) 情報システム委員会活動

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発令を受けて2020年4月度の活動は断念し、5月からの活動となった。

定例の全体会議は全11回開催し、委員各位の環境確認、理事会の連絡事項の伝達の他、小委員会の進捗や成果物の共有を行い、委員全体への情報共有を図った。

また、正副委員長会を全12回開催した。5月、6月と活動形態が定まらない中では、臨時の正副委員長会や接続テストの実施を経ながら、各社の勤務状況の把握、今年度の運営態様の議論等を行い、オンラインでのミーティングを中心

に活動することを確認した。軌道に乗ってからは全体委員会の開催日の午前中に正副委員長会を開催し、全体委員会、各小委員会等の進め方を討議し、円滑に活動が進むように努めた。

結果として集合形式の会合は年間を通して一度も実施できず、コミュニケーション上の負担が大きくなったが、小委員長を始めとする各委員の努力により、リモートの特性を生かしてフレキシブルにミーティング設定を行う等の工夫を重ね、専門委員会として定めた調査・研究活動の年間計画を完遂した。

(2) その他関連活動

定期開催する小委員会に加え、委員会外・対外的な活動に対応するために、担当の委員を置いて活動した。特許庁との関連では、庁システムのAPI開放トライアルに関する説明会開催(1回)の他、書類のデジタル化に係る意見交換会(1回)、グローバルDシエ関連の意見交換(5回)に参加した。第20回JIPA知財シンポジウムにはポスターセッションに参加し、グローバルDシエ関連では国際政策プロジェクトの活動に委員長が参加した。

(3) JIPA研修講師派遣

10月開催の研修、C9Eコース「知財情報システムの活用」へ講師3名(現役委員1名、前年度委員2名)の派遣を行った。

(4) 成果物

ペーパーレスニュースの発行1回(第136号、9月発行)、論説投稿2本(10月、11月)、及び、部会発表3回(動画配信1回(6月度「IPランドスケープに用いる分析ツールについての研究」)、及び、Web掲載2回(4月度「効率的な知財活動のためのPATENTSCOPE活用法提案と課題への活動」、6月度「知財業務の効率化に関する調査・研究」))を行った。

3. 活動概要

3.1 小委員会活動

3つの小委員会を設置して調査・研究活動を推進した。新型コロナウイルスの影響を受けて急速な変化を遂げている状況を踏まえ、活動テーマの見直し・再定義が必要という認識の下

で活動をスタートした。

(1) 第1小委員会

調査・研究のテーマは、「最新の知財管理システムの提供環境や機能、企業における利用実態や課題、また、その解決手段等」とし、会員企業が知財管理システムを選定・導入する際に参考となる情報を別冊資料の形式で発信することを目標成果物として編集中である。(16名、全12回開催。新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため全てオンライン会議にて実施)

過去、情報システム委員会では、知的財産情報システムの導入から運用プロセスまでの全体的な留意点、業務管理系ワークフロー導入時の留意点について調査研究し、これら成果物を論説として2006年に発表しているが、調査研究から15年以上経過し、その間に企業における働き方の多様化、知財活動の在り方は変わり、またIT環境も大きく進化している。

これらを踏まえ、過去論説をレビューし、改訂必要ポイントを抽出、論説発行以降の状況変化への対応、用語の最適化・定義の明瞭化、説明・情報の拡充、その他委員からの意見・経験に基づく留意点の追加を実施した。

昨年度成果と今年度成果とを取り纏め、2020年代の「知財業務」「IT環境」「働き方」を踏まえた、知財管理システム導入・更新における留意点として、別冊資料の形で投稿し発行する。

(2) 第2小委員会

調査・研究テーマを「企業内での知財情報の活用に関する調査・研究」とし、知財情報や知財以外の情報を用いて行われる業務の1つと考えられる「保有特許の維持放棄判断」に焦点をあて、会員企業における実態やニーズの把握と、維持放棄判断の効率化を実現可能なシステムについて調査・研究を行った。(8名、12回開催。新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、全てオンライン会議にて実施)

保有特許の維持放棄判断業務は、特許権を維持させることによる経済的・事業的効果と、その効果に対して必要となるコストとのバランスから総合的に判断する必要があるが、その判断

にあたっては、複数部門を跨いで意思決定を要する、市場の急激な変化や競合他社の動き等に依じた臨機応変な対応を要するといったように、実務担当者の負担も少なくない。

このような背景を踏まえ、本調査・研究では、情報システム委員会参加企業に対してアンケートを行い、その結果に基づき、維持放棄判断業務の現状・ニーズの把握と、維持放棄判断業務の効率化に求められるシステムの在り方の検討を行った。

以上のように、会員企業において保有特許の維持放棄判断を実践する際の参考となる情報の提供や、システムベンダー等へのよりよいシステム開発に向けた提言を行うことを目的として活動を行った。

成果については部会発表を行う。

(3) 第3小委員会

調査・研究のテーマを「知財業務の効率化に関する調査・研究」とし、新型コロナウイルス感染症拡大防止を契機に各社の知財活動に生じた課題の把握と、その課題の解決に有益な情報について調査研究した。(8名、12回開催。新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、全てオンライン会議にて実施)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により多数の企業で突然のテレワークを行うことになったため、企業の知財部門においても様々な業務に課題が生じているものと考えられる。しかし、課題の中にはすでに解決策が見つかり、すでに実行している企業があると考えられる。

このような背景を踏まえ、本調査・研究では、情報システム委員会参加企業に対してアンケートを行い、その結果に基づき検討を行い、知財部門が抱える課題抽出とそれら課題の解決の手掛かりになる情報について例示し、本小委員会の提言を提示することを目的に活動を行った。

成果については部会発表及び論説として発行する。

3.2 プロジェクト活動など

(1) デジタル・ガバメント中長期計画等への対応

特許庁システムのAPI開放のトライアルが計画され、特許庁 特許情報室からのご説明を頂く機会としての説明会を情報システム委員会にて開催した（7月）。情報システム委員会の委員の所属企業を中心に会員36社が参加した。説明会後に開始されたトライアルには会員10社の参加が表明され、2021年3月時点で当該トライアルは継続中である。

例年開催されるパソコン出願ソフトウェア連絡会（特許庁主催）は2020年度は開催されなかったが、特許庁総務課から発送手のデジタル化に関する意見交換の打診を受け、関係理事や他の専門委員会と共に意見交換会に委員長が参加した（3月）。

(2) グローバルドシエへの対応

五大特許庁では、グローバルドシエにおいて優先開発五項目に対する取り組みを推進しており、五大特許庁と各庁のユーザー団体及びWIPOの参加によるグローバルドシエタスクフォース（GDTF）会合において開発の進捗確認等が行われている。

2020年度は、GDTF会合がメールベース及びオンラインにて開催され（2～3月）、ワンポータルドシエの使用実態等に係る会員への非公式サーベイ（20社から回答あり）を踏まえ、国際政策プロジェクトメンバとして委員長が国際政策PJ員として他のPJメンバと共に出席し、開発項目の進捗に係る意見を述べた。

16. 情報活用委員会

1. 委員会の構成

2020年度の委員会は委員長1名、副委員長14名、委員49名の計64名で活動を開始した。委員会は、4つの小委員会とし、それぞれの中に1つから3つのワーキンググループを設け、全体で8ワーキンググループとし、正副委員長会および委員会を毎月開催した。副委員長は負荷軽減の課題に対応するため、役割分担を明確にする工夫を行った。

2. 委員会の運営

2020年度は4月からすべてWeb会議を採用

し、正副委員長会議（月1回開催）で委員会の方針決定、重要事項の審議を行い、各小委員長を通じて委員会の活動方針、その他の情報共有を図った。9月に中間報告会を開催し、発表内容に対して異なるWGメンバーで構成した小グループでの議論を行うことで多視点からの意見を集約し研究内容のレベルアップや方向修正を行う場を設けた。成果報告会は3月に開催し、1年間の研究成果について活発な質疑応答を行った。

対外活動に関しては今年度も積極的に意見交換および要望提言を行った。具体的にはJPO他各関係機関との意見交換、ベンダーやコンサルタント等との意見交換を実施した。さらに、下記委員の派遣を行った。

- ・特許庁のIPランドスケープオンラインセミナー：佐々木副委員長
- ・特許庁の「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究」委員会：石井委員長
- ・（独）工業所有権・研修館の「調査業務実施者育成研修評価委員」：石井委員長

COVID-19の影響を受けたが、副委員長はじめ各委員がWEB会議のメリットを活用したことで例年を上回る成果（知財管理誌投稿・資料発行・部会報告等）予定をたてる活動ができた。

3. 各小委員会の活動概要

【第1小委員会】

- ・第1ワーキンググループ

「オープンイノベーションに資する知財活用に関する研究」

オープンイノベーションをテーマとし「スタートアップ企業の特許情報」と「外部ニーズに基づいた価値提供手法」の2観点に着目し、かつ2チームに分けて研究を実施した。前者では、スタートアップ企業の特許出願の実態調査に加え、出願件数が僅少な企業に対する分析過程での工夫点について検討を行った。また後者は具体的な技術ニーズを公表しているWEBサイトの調査と当情報を活用したマッチング対象技術の抽出方法について検討を行った。前者の研究成果は知財管理誌に投稿予定であり、後者

の研究成果は東西部会にて発表予定である。

・第2ワーキンググループ

「SDGsのゴールに向けた知財情報の提供に関する研究」

企業が技術やビジネスによってSDGs達成にどのように貢献できるかという課題に対し、特許・非特許情報を分析することにより課題解決するための手法、考え方などの検討を行った。具体的には、特定のSDGsゴールについて特許検索ツールを用いた概念検索・テキストマイニングを活用し、各ゴールの技術分布を確認した。また当該結果を踏まえ、事例分析を行った。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

・第3ワーキンググループ

「特許価値評価手法の検討」

知財活動による経営インパクトの可視化に向け、各種企業価値指標と、特許データベース搭載の特許スコアとの相関分析を網羅的に行い、高い相関が見られる企業価値指標として、研究開発費、設備投資、および営業利益を確認した。特に研究開発費については因果性分析も行った。また、売上高と特許スコアが一定のタイムラグをもって類似の周期で推移するケースが複数確認されたことから、将来の収益予測における特許スコア活用の可能性も示唆された。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

【第2小委員会】

「AIの知財活用に関する研究」

近年、調査分析業務において取り扱うデータ量の増加やアウトプットへの要求高度化から、工数が増加している一方、各種データベースやツールの充実による効率化も期待されている。そこで、動向予測や用途探索を想定した調査分析の精度と効率の向上に向け、データ入手や前処理等も含め、AIやRPAの活用手法を検討した。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

【第3小委員会】

・第1ワーキンググループ

「IPランドスケープに関する研究 ～報告資料に使えるデータ・分析の体系化～」

IPランドスケープに初めて取り組む担当者の

戸惑いを軽減するために、IPランドスケープの目的ごとに進め方のフローを検討し、各フロー内で用いる分析手法やデータを収集・整理し、参照しやすい一覧形式にまとめた。また、当該一覧の活用方法のケーススタディとして、実際に一覧を用いたM&Aに関するIPランドスケープも実施した。研究成果をもとに知財管理誌への投稿およびCD-ROMの発行を予定している。

・第2ワーキンググループ

「IPランドスケープに関する研究 ～産学官連携関連の知財情報活用～」

新技術創出に向けたIPランドスケープの手法について着目し、産学官連携の現状と課題を検討した。連携候補の探索に用いることのできるデータベースを調査し、戦略領域や連携候補を定める上での知財情報活用における留意点をまとめた。また、候補拡大と期間短縮に向けた外部リソース活用について検討を行い、マッチングプラットフォーム運営事業者との意見交換を実施した。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

【第4小委員会】

・第1ワーキンググループ

「知財情報活用のためのデータサイエンス手法の研究」

ビジネスにおいて情報分析は意思決定に欠かせない。「データサイエンス」はこの「情報分析」に関連して広く目にされるが、バズワード化の感もあり、その実態を正しく認識して活用できているかが懸念された。そこで本研究では、有識者の知見も得ながら、データサイエンスの全体像を把握したうえで、知財分野での活用事例の研究を行った。具体的には、知財情報・他の関連情報の回帰分析・テキストマイニング等により、特許件数予測や特許自動分類等を試行した。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

・第2ワーキンググループ

「調査DB・分析ツール等の現状分析と環境整備」

現在多様なツール情報が存在しており、どのようなツールを導入したらよいか、判断に悩む

ユーザも多い。そこで本研究では、各社のツール導入に役立てるべく、商用・公的の各ツールの特徴的な機能やトレンドを調べ、知財価値評価機能搭載の浸透や、知財以外の情報の収録拡充、公的ツールでの解析機能の付加などの知見を得た。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

17. ライセンス第1委員会

1. 委員会の構成

委員長1名、副委員長6名（委員長代理1名を含む）、委員26名の33名の構成で、3つの小委員会を編成して調査研究活動を行った。

2. 委員会の運営

ライセンス第1・第2合同委員会を3回（7月・10月及び3月）実施し、各小委員会は、原則月1回の活動を行った。正副委員長会は、ライセンス第1・第2の合同で、計8回（4月・5月・6月・7月・9月・11月・12月及び3月）実施した。

3. ライセンス第1・第2合同委員会

ライセンス第1・第2合同委員会については、第2委員会の報告に記載。

4. 小委員会活動

1) 第1小委員会（久保田小委員長，茂手木小委員長補佐）

テーマ：「研究開発委託契約等における知財条項に関する調査研究」（中長期テーマ2年目）

本小委員会は、契約締結までに時間を要することの多い委託契約の知財条項について、契約当事者のスタンスとその背景、問題になりやすい事項とその打開策、および実際に契約を作成する際に参照できる条項例を資料集としてまとめ、契約交渉を効率的に進める一助となすことを狙いとした。

具体的な検討内容としては、前年度に定めた資料集の構成（第1部：委託契約に関する法的背景／締結までの流れ／及び関連法規、第2部：知財条項に関する解説／条項例）に沿って執筆を進めるとともに、執筆中に生じた表記の揺れを統一する基準を定めた。

2020年度の活動の成果としては、前年度から着手した第2部の知財条項に関する解説と、条項例として委託契約の種類や契約当事者によるバリエーション毎の条文例とその解説について、執筆を行った。またそれと並行して、資料集としての構成を再検討し、前年度の活動ではほぼ完成していた第1部の関連法規に関する部分は、全体のバランスに鑑みて第2部に続き設けた第3部として独立して記載する形に改め、本資料集を活用する人が必要な情報にアクセスしやすい形を取った。

本資料集は今後小委員長と補佐とで最終確認を行った後、担当理事と委員長の査読を経て、入稿の予定である。本資料集を自社で活用いただくことによって、契約当事者間で知財条項に関する意見の相違がある場合においても、相手方の立場を理解した上での交渉を経て、効率的な契約内容の合意に資すると考えている。

2) 第2小委員会（岩間小委員長，堀口小委員長補佐）

テーマ：「海外子会社との技術関連契約に関する調査研究」（中長期テーマ2年目）

本小委員会は、海外子会社と締結する技術関連契約について調査研究し、各企業が抱える問題点への課題解決に役立つ情報を提供することを狙いとし、前年度から継続して活動を行った。

具体的な活動内容としては、前年度検討した重要論点としての①子会社知財の管理・帰属、②税務対応、③各国法規・規制、に分けた調査・検討整理を踏まえて、今年度は、子会社機能と知財管理形態というマトリックスで、考慮すべき事項を再整理した。また、継続して外部弁護士・弁理士へのヒアリングやJIPA参加各企業への個別ヒアリングを行い、実務上の具体的事例をさらに収集・把握した。

その結果、2020年度の活動の成果としては、上記①をベースとした内容、及び上記②③をベースとした内容の2つに分けてそれぞれを論説として作成する方向で活動を行った。前者については、子会社機能ごとの契約検討における課題事項を整理・特定し、さらに、それぞれの

課題に対する契約条項案の検討について留意点と具体的な条項作成の考え方を解説・提示することができた。具体的に検討を行った契約類型としては、研究開発委託契約、ライセンス契約、及び製造委託契約が挙げられる。また、契約検討の前提に影響する知財管理形態についても、管理形態ごとの長所短所などを整理することができた。

また、後者については、税務及び法規／規制について、海外子会社と締結する技術関連契約という前提に特有の課題や留意点に絞ったうえで調査検討を行い、ヒアリングで得られた最新の動向も盛り込んだ内容とすることができた。具体的には、税務について、移転価格税制及び租税条約を取り上げ、さらに実務的な重要事項として、価格決定方法や対価の事後調整についても取り上げた。また、法規／規制については、現地当局への契約の登録・届出、技術移転、第一国出願義務等に関する各国における規制について、留意すべき点などを検討できた。

最終的には以上得られた調査・研究結果をまとめた論説が、各企業における事業に即した契約検討の一助となるものと考えている。

3) 第3小委員会（渡辺小委員長，塚本小委員長補佐）

テーマ：「技術ノウハウライセンスの実務に関する調査研究」（単年度テーマ）

本小委員会は、技術ノウハウのライセンスについて、近年のオープンイノベーション・異業種企業間ライセンスなど背景の変化を考慮して研究活動を行った。

契約や商取引などの関係がなく信頼関係が未だ構築されていない異業種企業間においてライセンサー側の過去の技術知見が機能しない可能性がある場合の技術ノウハウのライセンス供与を事例として、技術ノウハウの特定の課題、ライセンサー・ライセンシー間の認識のギャップを減らす活動手順の例、各種契約条項（性能保証等）への影響について検討し、契約検討前のコミュニケーションの重要性について考察した。

また、弁護士会や仲裁センターへのヒアリング等を通じ、契約締結後に開示された技術ノウハウがライセンシーの環境では十分に機能しなかった場合について、原因の例、事件処理の考え方について整理し、本小委員会としての提言を検討した。

さらに、年間を通じて法律事務所や企業法務・知財部門へのヒアリングを6回行い委員の理解醸成に努めるとともに、小委員長と補佐とで特許庁審査官向けライセンス研修で技術ノウハウライセンスの講義を行った。

上述検討した内容は論説の形式で投稿する予定である。融合技術分野など新しい技術分野の製造開発に自社のノウハウを開示する側及び他社のノウハウを使用する側の両者に有益な論説となると考えている。

5. その他の活動（全て第2委員会と合同で実施）

その他の活動として、大阪弁護士会との意見交換会（1月）、特許庁審査官向けライセンス研修（2月）への講師派遣、日本知的財産仲裁センターとの意見交換会（2月）を実施した。

18. ライセンス第2委員会

1. 委員会の構成

委員長1名、副委員長6名（委員長代理1名含む）、委員27名の34名の構成で、3つの小委員会を編成して調査研究活動を行った。

2. 委員会の運営

ライセンス第1・第2合同委員会を3回（7月、10月及び3月）実施し、各小委員会は、原則月1回の活動を行った。正副委員長会は、ライセンス第1・第2の合同で、計7回（4月、5月、6月、7月、8月、9月、11月、12月及び3月）実施した。

3. ライセンス第1・第2合同委員会

例年4月に行っている合同委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大により開催中止としたため、オンラインによる7月の合同委員会が今年度最初の開催となった。7月の合同委員会では、ライセンス第1・第2委員会全体及び各小

委員会の活動方針の説明を行った。10月の合同委員会では、各小委員会テーマについての検討状況の進捗報告を行った上で、小委員会間の合同意見交換会を行った。二つの小委員会の組合せで三つの合同意見交換会を同時に行い、組合せを変えて同様に行うことで計六つの合同意見交換会を行った。

また、今年度最終の委員会活動となる3月の合同委員会では、ライセンス第1第2委員会全体及び各小委員会から今年度の活動報告を行い、年間の活動の総括を行った。

4. 小委員会活動

1) 第1小委員会（村田小委員長，北野小委員長補佐）

テーマ：「事業提携・事業再編における知的財産デューデリジェンスの実務に関する調査研究」

ビジネスの形態が「モノ売り」から「コト売り」へ変化するという大きな潮流の中で、期間短縮、投資効率向上、新たなビジネスモデルの創出等を目的として、事業提携や事業再編が急激に進んでいる。具体的には、アライアンス、パートナーリング、買収（あるいは事業譲渡）等が考えられるが、いずれも知財にまつわる様々な課題（リスク）への対応や、知財価値評価は必須である。

本小委員会では、知財デューデリジェンスに関する文献調査（約35件）および企業ヒアリングによる各社の社内体制・知財クリアランス（FTO調査）・知財価値評価（IPV評価）等の事例調査（15社）により、知財デューデリジェンスにおいて重視すべき視点、実務者が認識している課題等を抽出した。FTO調査では、業界差が著しいものの、表明保証・特別補償・対価調整での対応が主な課題であり、IPV評価では、独立した知財価値ではなく、事業価値全体での評価が主な課題であった。さらに、専門家ヒアリングによる監査法人（1社）とのディスカッションを通じ、これらの課題への対応策の知見を得た。FTO調査では、知財の競合優位性・貢献度等について論文等でも広く詳細分析され

ていることがわかった。また、IPV評価では、インカムアプローチで定量評価後、市場性・経済的価値を定性評価する手法についての知見を得た。

これらに基づき、典型例としての仮想企業をモデリング（3パターン）し、特に重視すべき視点であるFTO調査・IPV評価における留意点および各パターン特有の課題への対応案をとりまとめた。また、知財デューデリジェンスにおける課題解決法の一つの手段として、FTO調査における損害保険会社の表明保証保険活用、IPV評価における公的または民間機関による知財価値評価書の活用についても参考情報として整理した。本テーマについては、2021年度も継続検討する予定である。

2) 第2小委員会（蔭山小委員長，押田小委員長補佐）

テーマ：「中国の最新動向を踏まえた技術関連契約上の留意点に関する調査研究」

日系企業が中国企業と技術提携を行うに当たっては、従前は日系企業が中国企業に対して一方的に技術ライセンスを行うという観点で論じられる場合が多かった。また、製造拠点としての中国は日系企業にとっては不可欠であり、これまで多少の問題はありつつも共存共栄を図ってきた。しかしながら、昨今では中国の経済・科学技術の発展に伴い、技術としては対等な立場での協業を行うといった立ち位置の変化も多く見られるようになってきている。また、製造拠点としてだけではなく、市場としての中国の重要性も年々高まってきている。

この様に日系企業と中国企業との技術提携の形態や目的に変化が見られるようになってきているのに加えて、技術提携に関連する法規制もここ数年で大きく変化している。具体的には、知的財産に関連する法規制で言えば、米国の中国政府に対する圧力によって中国政府は技術輸出入管理条例を改正し、日系を含む外資系企業にとって技術関連契約を締結する上で不利な条文を削除する一方で、米国の中国企業に対する経済安全保障に関連する法令に基づく各種制裁に

対しては、輸出管理法を制定し対抗措置を取る構えを見せているといった中国企業との技術提携に関連する重要な法令の制定や改正が続いている。

当小委員会では、この様に変化が激しく、先が読みにくい情勢の下で中国企業と技術提携を行うに当たって、適切にリスク管理をしながら自社の利益をどの様に確保するのかという点につき関心が高まっていることを背景として、中国企業との技術提携に関連する中国の最新情勢、各種法規制の改正動向及び各企業の対応状況について調査・分析を行った上で、それらの変化によりどの様な法的・ビジネス上のリスクが存在するのかを明らかにし、契約実務上の解決策について実践的な提言を行うことで、会員企業の中国企業との技術関連契約の実務の一助となることを目指した。

なお、当該活動の成果は、論説としてまとめ、2021年度の知財管理誌に掲載する予定である。

3) 第3小委員会（添田小委員長，三宅小委員長補佐）

テーマ：「データ利活用を伴う技術関連契約に関する調査研究」

本テーマは、データ利活用を伴う事業における問題点を幅広く抽出し、その中で最新の問題点を中心に、関連する契約において、いかに手当てをするかという観点での研究を進めた。

データ利活用のビジネスモデルについて、データ提供者とデータ活用者それぞれの視点での思惑を想定し、契約交渉において議論になるポイントや想定主張について分析をおこなったところ、データ利活用事業においては、当事者が必要以上に権利主張をして契約交渉が難航するケースや、その結果不必要は社内調整や交渉が生じてしまっているのではないか、という仮説が導き出された。

そこで、上記仮説を検証すべく、「当事者（個人を含む）が複数いるデータ利活用ビジネスにおいて、①当事者間で、どのように交渉し、データや知財権、ノウハウ等を取得しているのか、②当事者間で、どのように合意形成し契約に反

映するのが理想的なのか」を具体テーマとして、関係する企業へのヒアリングをとおして、調査研究をおこなった。

具体的には、米国ラスベガス市でスマートシティ事業を行っている会員企業A社にヒアリングをおこなった。A社は、自らデータを保有しないスキームが特徴であり、そのスキームを選択した背景を中心にヒアリングを行い、データ活用者の立場においては、必ずしもデータを保有しなくとも事業を成り立たせ、展開していくことができるケースがあること、全てのケースにおいて必ずしもデータを保有する必要があるわけではないこと、データを保有しないことで、契約交渉や事業化がスムーズに進むことがあることがわかった。

2021年度も引き続き、データを保有しない戦略が適しているビジネスモデルの特徴点の分析や、データ利活用により新たな価値を提供するコミュニティをより円滑に形成するために、コミュニティ内でどのような合意形成をおこなっていくべきか（特にスマートシティについては行政側の視点からの検討もおこないたいと考えている）等の検討を継続し、この検討結果を外部に発信する手段・方法等についても検討していく予定である。

5. その他の活動（全て第1委員会と合同で実施）

その他の活動として、大阪弁護士会との意見交換会（2月）、特許庁審査官向けライセンス研修（2月）への講師派遣、日本知的財産仲裁センターとの意見交換会（2月）を実施した。

19. 意匠委員会

1. 委員会の構成

2020年度の意匠委員会は、委員長1名、副委員長8名、委員18名の計25名で活動した。主に国内を調査研究の対象とする第1小委員会は2つのワーキンググループで構成し、外国を調査研究の対象とする第2小委員会とあわせて3つのグループ編成とした。

2. 委員会の運営

意匠の専門的な研究を実施するとともに、JIPA内の横断的な活動やJIPA外の活動に対しても、JIPA会員企業代表として、積極的に参加・意見発信することをモットーとする委員会運営を実施している。

2020年度は、COVID-19の影響により、例年より1カ月遅れの2020年5月より、オンライン会議を中心に活動を始めた。意匠委員会は、毎月1回の全体会議と小委員会を定例会議とし、その他に各小委員会の横の連携を取り、円滑な委員会運営を行うための協議・確認を行うため、各小委員会の副委員長による正副委員長会議を設けている。

全体会議では、委員会外派遣の報告、意匠制度全般の各種情報の共有を図り、適宜議論を行った。今年度は定例会議がオンライン会議という事もあり、雑談の時間がなく、委員同士のコミュニケーションが取りづらいことから、日頃の意匠業務について委員から議題を募集して情報交換を行った。小委員会では、各リーダー、副委員長を中心に、担当するテーマについて研究活動を実施した。ワーキンググループによっては、定例会議だけでは時間が足らず、別途、臨時小委員会を開催した。

また、今年度は、担当役員にも同席いただき、各小委員会の活動報告、委員会外派遣報告のための「2020年度意匠委員会活動報告会」を実施した。

2020年4月改正意匠法が施行され、国内の意匠制度に関してはひと段落したところであったが、中国専利法の改正、審査指南、実施細則の改正をはじめとした、外国における法改正が提案され、各国諸官庁への意見発信を積極的に行った。

また、オンラインで行われたWIPOハーグ作業部会では、昨年度より継続審議とされていた日本からの提案である国際公表6カ月から12カ月への変更および即時公開の導入が認められることとなり、日本企業にとって大きな成果を得た。

産業界・会員企業にとって適切な意匠法制度となるよう、次年度も引き続き各国諸官庁への

意見発信を行っていく。

また、JIPA外の活動の一環として、弁理士会意匠委員会との横断的な意見交換を通じて、有益な情報の収集に努めるとともに、産構審、特許庁審判実務者研究会や特許庁審査応用力研修に委員を派遣し、特許庁の意匠に関する施策や取組みに貢献した。

3. 活動概要

3.1 小委員会活動

(1) 第1小委員会第1ワーキンググループ

【調査・研究テーマ】

「改正意匠法の活用についての調査研究」

【活動内容】

ブランド構築を目的の一つとする改正意匠法について、ユーザーのニーズに合った制度となっているのかをタッチポイント（広告、店舗、商品など顧客と企業とを結ぶあらゆる接点のこと）の観点から調査研究を行うこととした。

ブランド構築の一手法として、顧客の購入前から購入後までの思考や行動の一連の流れ（顧客体験ともいう）のなかでタッチポイントを設計していくことに着目し、タッチポイントとなりうる、例えば、イベントブース、パッケージ、製品操作アプリなど、具体的な対象を挙げて知的財産権による保護の状況を表にまとめ、改正意匠法の有効性について活発な議論を行った。

さらに、改正法に関わる「アイコン画像」、「建築物・内装」の意匠については、従来、商標法による保護も可能であることから、各法で保護した場合のメリット・デメリット等についてまとめ、意匠法と商標法による保護について活発な議論を行った。

【アウトプット】

2021年度知財管理誌に論説を投稿予定

(2) 第1小委員会第2ワーキンググループ

【調査・研究テーマ】

「改正意匠法の活用についての調査研究」

【活動内容】

改正意匠法における“関連意匠制度の拡充”及び“画像意匠の保護対象拡充”について、実務上の留意点を明確にし、その活用に関する実

務目線から調査研究を行うこととした。

“関連意匠制度の拡充”については、改正前の「本意匠と類似する意匠」に加えて「関連意匠にのみ類似する関連意匠の保護」が可能となったこと及び関連意匠出願可能期間の延長されたことに関して、①改正の効果②関連意匠群の形成における留意事項③マイナーチェンジデザインの出願方法④関連意匠に関する権利維持・放棄検討の際の留意事項等について活発な議論を行った。

“画像意匠の保護対象拡充”については、従来は意匠権の保護対象外であった“画像そのもの”が新たに保護対象となったことに関して、委員会内にてアンケートを実施し各社の対応状況や悩みを共有するとともに、登録事例の分析から今後の“画像意匠”の調査における現状の課題点の検討等を行った。このアンケートの結果及び登録事例の分析結果を今期の成果物として委員会内で共有した。登録事例の分析結果の資料においては、今後各社で課題になるであろう“画像意匠”の調査における現状の課題点(“画像意匠”に関する意匠分類およびDターム)を重点的に解説した。

【アウトプット】

- ①2021年度知財管理誌に「拡充された関連意匠制度の留意点について」(Q&A形式)を投稿
- ②2020年度意匠委員および委員派遣企業向け、資料「“画像意匠”に関するアンケート結果および登録事例の分析結果」の配布

(3) 第2小委員会

【調査・研究テーマ】

「意匠法制度の異なる各国における、意匠権活用の場面を意識した出願方針の検討」

【活動内容】

期初に検討テーマについて第2小委員会内でアンケートを取った結果、法制度の異なる各国において意匠権の活用の場面を想定した出願戦略を一年間かけて研究することとなった。

研究方法としては、質問事項を取り纏めて各社が付き合いのある現地代理人に対して無償の範囲で質問し、得られた回答を分析したうえで

取り纏めることとした。

調査対象国には、ID5を構成するEU(共同体を離脱した英国も対象とした)、米国、中国、韓国と併せて、各社の要望が多かった台湾、シンガポールとタイについても含めることとし、現地代理人への質問として、各国における各社の困りごとや経験から得られたノウハウなどを集約して検討した結果、以下の事項に決定した。

- ・改正のなされた日本の関連意匠の各国における保護
 - ・改正のなされた日本の画像意匠の各国における保護
 - ・意匠権活用の具体例における出願の工夫点
 - ・意匠権による模倣品の検索方法
 - ・注意すべき最新の判例・その他、各国における関心ごと事項
 - ・その他、各国における関心ごと事項
 - タイ：早期な審査の実現方法
 - 英国：Brexitの影響
 - 米国：図面作成の注意点、継続出願
- 得られた回答については、分析を行うとともに、再度、追加質問を行うなどして不明点を解消し、PPTに国ごとQ&Aとして掲載し、各社のノウハウを追記して取り纏めた。

【アウトプット】

2020年度意匠委員および委員派遣企業向け、資料「意匠法制度の異なる各国における意匠権活用の場面を意識した出願方針の検討」の配布

3.2 各国官庁政策対応

(1) 意見交換

- ・第20回意匠審査基準WGの特許庁との事前意見交換
- ・第12回意匠制度小委員会の特許庁と事前意見交換
- ・SCT会合事前意見交換
- ・ハーグ作業部会議題についての意見交換

(2) 意見書提出

- ・中国専利法改正(案)に関する意見書
- ・中国審査指南改訂(案)に関する意見書
- ・中国実施細則改訂(案)に関する意見書
- ・中国最高人民法院関連の意見書

- ・台湾公開繰り延べの利用についての回答書
- ・ベトナム改正（案）に関する意見書
- ・タイ王国意匠法改正（案）に関する意見書
- ・シンガポール（案）に関する意見書
- ・UKIPO AI創作についての回答書
- ・中韓台の要望書対応
- ・「知財推進計画2021」に対する意見書（意匠関連部分対応）

3. 3 弁理士会との意見交換

定例としている年度末の意見交換をオンラインにて行った。弁理士会、JIPAのそれぞれが「特許及び商標と比較した意匠の優位性」、「意匠法改正で保護対象となった建築物や画像に関する検討」や「意匠の類否（審査基準をベース）」など計7つ研究テーマについて報告するとともにディスカッションを行い、ブラッシュアップを行った。また、新規性喪失の例外適用を受けるための証明書の提出負担の緩和など、意匠制度の課題について意見交換を行い、今後も互いに協力し、意見発信することとした。

3. 4 外部への委員派遣

(1) 国内関連

- ・第20回産業構造審議会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ
- ・第12回産業構造審議会意匠制度小委員会
- ・令和2年度審判官実務者研究
- ・令和2年度審査応用能力研修
- ・令和2年度審査官コース後期研修（意匠）

(2) 海外関連

- ・WIPOハーグ作業部会（オンライン参加）

なお、今年度は、COVID-19により、ID5におけるユーザーセッションは開催されなかった。

3. 5 その他JIPA活動への参画

- ・JIPA知財シンポジウム（ポスターセッション）ベストポスター賞 銀賞
- ・AI研究会
- ・「模倣品の越境取引に関する規制の必要性について」、「権利回復制度の緩和」、「特許庁の書類の電子化」などについて、JIPA関連委員会との情報共有、意見収集を行った。

20. 商標委員会

1. 委員会の構成

2020年度の委員会は、委員長1名、委員長代理1名、副委員長12名、委員37名の計51名（期中2名退任）で構成。調査研究テーマについては、テーマ毎の6つのWGを設けて検討し、委員会全体に関する案件については、委員全員に意見や参加者を募集し、正副委員長が取りまとめを行う体制とした。

2. 委員会の運営

例年、原則月1回、正副委員長会・全体会・WG活動を同日かつ参集型で開催していたが、今年度は、新型コロナウイルスの影響により、正副委員長会・WG活動は同日開催にこだわらずWEB型若しくはWEB型と参集型との併用で開催する形で活動を4月より開始した。10月からは、各社のWEB会議環境も整ってきたことなどから、全体会の開催も開始した。

正副委員長会（11回開催）では、理事会議事の共有、各WGの活動状況の報告、委員会運営に関する協議、調査研究テーマ以外の案件について協議を実施。全体会（4回開催）では、各WGの活動状況や成果の報告、他団体・機関に委員会意見を提出するための意見募集の案内・意見提出完了の報告、WGをまたいだ交流を促進するためにランダム分けした小グループごとのWEB懇話会を実施。WG活動（原則月1回開催）では、WG毎に調査研究テーマの検討を実施した。その他、WG活動の進捗などに応じた臨時会議や、調査研究テーマ以外の案件に関する臨時会議も適宜実施した。

3. 調査研究テーマに関する活動

3. 1 WG1

（テーマ名）商標実務における外部リソース（事務所・代理人）の活用

（概要）商標業務に関する外部リソース（特許事務所、エージェント等）の活用のあり方、それらに期待する役割について考察する。

（成果・進捗）外部リソースのどこに価値を見出し、何を基準に外部に依頼するのか、また

どのような観点から外部リソースを選択しているのか等について、委員会内でアンケート調査を実施。これらを整理・考察して各社の外部リソースの活用方法の参考資料を作成し、3月委員会内で発表・共有した。

3. 2 WG2

(テーマ名) 商標使用の管理手法の在り方

(概要) 商標は使用してこそ価値を生み出し保護に値するものであるが、その使用管理を適切に行うのは些か困難である。知財部門外(商標を実際に使用する部門等)へ適切な使用管理をどのように周知徹底するか、また不使用取消審判請求時にどのような対応をするべきか等の商標の適切な管理方法を検討する。

(成果・進捗) 知財部門外への商標使用管理の周知徹底及び不使用取消審判時への具体的対応についての現状を知るべく、委員会内にてアンケート調査を実施した。その結果を分析し、より効率的・効果的な方法を会員企業に提案するべく、2021年中に東西部会にて発表予定。

3. 3 WG3

(テーマ名) 商標の国際登録制度(マドプロ)利用の企業実務

(概要) 各社のマドプロ利用の実務やトラブル事例を研究することで、企業の実務家目線でマドプロの利用にあたり留意すべき点を考察する。

(成果・進捗) 8月に弁理士会との意見交換を実施。マドプロの利用にあたり、注意すべき事項をとりまとめ、マドプロの賢い利用方法等につき、3月委員会にて報告。

3. 4 WG4

(テーマ名) 商標実務者のプレゼンス及びキャリアに関する検討

(概要) 今後の商標担当者の姿やキャリアを検討する際の参考とするため、事業部門と良好な関係を築けていると考えられる企業、AIを活用した特許事務所及び関係する機関や団体へのヒアリングを行い、検討を進める。

(成果・進捗) 10月に事業活動と知財部門の活動が密接に関係し、良好な関係を築けている企業様をヒアリングし、商標部門の代表者の方

との意見交換を行った。11月にはAIを活用した事務所の代表者とヒアリング機会を設定し、AIの進化が商標実務に与える影響や今後の関係性について意見交換を行った。3月には、マネジメント層へのヒアリングとして、マネジメント委員会所属の企業様の特許部門、商標部門それぞれの代表者の方と意見交換を行った。これらヒアリング結果をまとめた上で、同月に知財・法務部門のエキスパートとして長年活躍され現在は企業経営にも関わる立場の方との勉強会を実施した。

以上の結果を再度検討し整理した上で、2021年度に東西部会にて発表予定。

3. 5 WG5

(テーマ名) ロングセラー商品ブランドへの商標実務からのアプローチ

(概要) ロングセラー商品ブランドに対して、商標業務がどのように貢献し関与しているのかについて、実際の実例等の調査を踏まえ、研究を行う。

(成果・進捗) ロングセラー商品と商標業務に係る①リブランド発生時の対応、②模倣品・パロディ品対策、③ロングセラー商品ブランドの育成手法について、WG5メンバー内で、作成・収集した資料・文献等の議論、考察を行い、内容を整理した。

2020年度は、委員会内にて、資料を作成し中間発表を行った。2021年度も継続テーマとして検討する。

3. 6 WG6

(テーマ名) ブランドに関する社内研修と意識向上のための手法

(概要) ブランド施策に関わる各部門に対して、商標部門として広く啓発活動をする際の適切な方法やツールを検討し、ブランド施策に貢献する。

(成果・進捗) 2019年度に委員会内で実施した社内研修等に関するアンケートに基づき、15社にWEBインタビューを実施した。インタビュー結果を基に商標実務担当者に有益な情報となるよう、各会員企業が行うブランド施策に

資する資料を作成して、代表的なインタビュー事例を中心に3月に委員会内で発表を行った。

4. 対外活動

4.1 国内

①産業構造審議会「商標制度小委員会」

商標制度小委員会に個社から参加する担当理事、特許第1委員会、意匠委員会と連携し、特許庁との意見交換を実施(11/2)。同小委員会において担当理事を通じて意見発信。

②内閣府「知的財産推進計画2021」の策定に向けた意見募集

商標委員会内の意見を取りまとめ、JIPA事務局に提出。

③特許庁「審査業務効率化に関する有識者による研究会」

同研究会委員として参加(6/25, 8/4)。委員会内の意見を取りまとめ、研究会にて発信。

④特許庁「庁発送書類のデジタル化」に関する意見交換

特許庁とJIPAとの意見交換会に委員3名参加(3/16)。他、委員会の意見を、JIPA事務局を通じて提出。

⑤審判実務者研究会

特許庁に3名の委員を派遣し、事例を検討。

⑥審査応用能力研修

審査官コース後期研修へ委員を派遣。

⑦定例研修会 関東Aコース「商標制度」、関東B3コース「商標基礎実務」講師派遣。

⑧商標トピックスの掲載(JIPAホームページに7月から毎月掲載)

⑨JIPA「AI研究会」参加(10/22)

4.2 海外

①WIPOマドプロ作業部会(10/12~16 於：ジュネーブ、オンライン)

事前にPosition paperを提出の上、2名がオンラインで部会に参加。非伝統的商標の国際出願を可能にする新しい表現方法に係る第9規則改正提案について、JIPAの2015年以來の主張が改正規則に盛り込まれたことを歓迎し、日本ユーザーのマドリッド制度のさらなる利用向上につながることを期待する点、マドリッド制度

への新言語導入提案について、中国語、ロシア語、アラビア語を取り急ぎ出願言語として導入、影響評価、次のアクション検討とする提案を支持する一方で、依然として費用工数の増大と誤訳による権利範囲への影響を強く懸念している点、について意見発信を行った。

②商標五庁会合(TM5, 10/28 於：オンライン)

本年は新型コロナウイルスの影響で、オンラインでの参加となった。例年のようにテーブルディスカッションで各庁と直接意見交換する機会はなかったが、質疑応答のセッションではJIPAより中国における悪意の商標登録に関する質問を行った。

③第43回SCT会合に関する特許庁との事前打合せ(11/16)

④ISO22386(ブランド保護規格)WG

WG(2/8)、日本規格協会(JSA)との意見交換(3/24)に参加。

⑤商品・サービス国際分類改正に関する意見収集等

ニース国際分類第12-2022版、IDリストプロジェクト日本提案について随時対応。

⑥アジア戦略プロジェクト

中・韓・台の商標制度等の運用に対する改善要望の取りまとめ対応。また、台湾の水際措置に関し、特許庁との意見交換を実施(12/24)。

⑦シンガポール知財庁(IPOS)「手続き簡素化等に関するパブコメ」意見書提出(9/11)

⑧「WIPO Conversation on IP & AI Third Session」意見書提出(11/12)

⑨英国知的財産庁(UKIPO)「AIと知的財産に関する意見募集」意見書提出(11/30)

⑩ベトナム「知財法改正案パブコメ」意見書提出(2/12)

⑪台湾經濟部智慧財産局「商標法部分条文修正草案パブコメ」意見書提出(3/9)

⑫タイ「商標審査マニュアル改定案パブコメ」意見書提出(3/15)

21. フェアトレード委員会

1. 委員会構成

2020年度のフェアトレード委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員7名の計9名の構成で、以下3つのテーマで調査研究を行った：

第1小委員会 第1WG 営業秘密の管理体制・漏洩防止に関する調査・研究

第1小委員会 第2WG データ保護・活用に関する法制・対応実務に関する調査・研究

第2小委員会 知的財産の権利行使への抗弁・反訴としての独禁法上の主張に関する調査・研究

2. 委員会の運営

全体会議は毎月1回の計8回Teams会議開催し（4月～7月度は中止）、理事会報告及び各小委員会・WG活動進捗報告を行い、テーマ毎の小委員会・WG活動は別途Teams会議開催で毎月行った。第2小委員会は専任委員不在状態で、全体委員会での判例・政府機関動向継続ウォッチにて活動の代替とした。

3. 活動概要

(1) 不正競争防止法に関する調査研究

①営業秘密の管理体制・漏洩防止に関する調査・研究

「秘密情報マネジメントハンドブック」の改定（前回改定は2013年）を計画。前回改定時と現在の法制度・社会状況の違いや、営業秘密漏洩事例の分析等をおこない、営業秘密漏洩や流出を未然に防止するための管理体制について、ハンドブック改正箇所および改正内容に関する検討をおこなった。またその参考とするため、ライセンス協会（LIS）のトレードシークレットWGと意見交換を実施。現在、日本の企業が直面する営業秘密の管理や事例に関して、同WGのメンバーである弁護士や企業社員と、事例やデータを元に議論をおこなった。得られた知見を元に、来年度前半に実際の改定を行う予定である。パブコメ対応では、中国最高人民法院

院「営業秘密侵害紛争の民事事件の審理における法適用の若干問題に関する解釈」（案）へ意見提出を行い、一部意見は正式版に反映をされた。

②データ保護・活用に関する法制・対応実務に関する調査・研究

今年度は不競法（限定提供データを含む）の下でのデータ保護の実態・実務について検討すると共に、限定提供データ制度の課題の検討も行った。また、企業のデータ保護・利活用は一義的には契約に基づくことから、データ利活用に資するデータ関連契約の各条件の検討を行った。検討結果は今後の提言に活用すると共に、知財管理にて報告予定である。その他、パブコメ対応として、韓国不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正（案）への意見提出を行い、また同国当局からのメールベースでのヒアリングにも対応した。

(2) 知的財産の権利行使への抗弁・反訴としての独禁法上の主張に関する調査研究

標準必須特許権者による権利行使に対して独禁法上の主張で対抗する事案（Sisvel v. Haier, Sharp v. Daimler, Nokia v. Daimler, FTC v. Qualcomm, Unwired Planet v. Huawei）を継続ウォッチし権利行使側有利のトレンドを認識・理解した。また日本の独禁法で、公取委が優越的地位の濫用の観点で出した実態調査（2019年6月に製造業者の知財を対象とした優越的地位の濫用行為について、2020年11月にスタートアップの取引慣行について）及びそれを受けての経産省・中小企業庁による指針（案）、契約ガイドライン・ひな形（案）策定の動きも継続ウォッチし、それぞれのパブコメに際し意見提出をライセンス委員会と共同で行った。結果、スタートアップとの事業連携に関する指針ではJIPA意見が採用されて正式版となっている。

(3) その他

JIPA研修会講師派遣：Aコース（不正競争防止法・独禁法）及びC10コース

